

教職課程履修ガイド

2026★

教職課程

2026

北星学園大学

シラバスは以下のURLの「シラバス検索」から検索してください

<https://pota.hokusei.ac.jp/campusweb/>

目 次

・北星学園大学教職課程の育成する教師像	1
・教職支援室の利用について	1

1. 〈2023年度以降入学生〉

(1) 本学で取得できる免許状の種類・教科	5
(2) 免許状を取得するための所要資格・所要単位	5
(3) 教育の基礎的理解に関する科目・教職関係科目	6
(4) 教科及び教科の指導法に関する科目のうち教科に関する専門的事項	
①文学部 英文学科	8
②文学部 心理・応用コミュニケーション学科	9
③経済学部 経済学科	11
④経済学部 経営情報学科	13
⑤経済学部 経済法学科	15
⑥社会福祉学部 社会福祉学科	17
⑦社会福祉学部 心理学科	20

2. 大学院（修士課程）

①文学研究科 言語文化コミュニケーション専攻	23
②社会福祉学研究科 社会福祉学専攻	23
③経済学研究科 経済学専攻	24

3. 大学が独自に設定する科目とは？	25
4. 編入学生への注意事項	26
5. 学内科目等履修生制度	27
6. 教職課程履修費	27
7. 教育実習の履修	28
8. 教育実習校開拓	29
9. 教育実習（4年次）	30
10. 教育実習に関する年間日程表	32
11. 介護等体験	33
12. 障害児教育実習の履修	37
13. 障害児教育実習	37
14. 障害児教育実習に関する年間日程表	39

15. 教育実習定期券申請	40
16. 教員採用候補者選考検査	42
17. 聖徳大学との提携による小学校教諭免許状取得プログラム	43
18. 先輩方の声	
〈新規採用の先輩達から〉	55
〈教育の現場から〉	63
19. 資料編	
資料1 〈教育実習事前事後指導欠席・遅刻・早退届〉	73
資料2 〈教育実習中の授業連絡について〉	74
資料3 〈年度別教職科目履修者数〉	75
資料4 〈2025年度教育実習生数〉	76
資料5 〈北海道特別支援学校所在地一覧〉	77
資料6 〈2025年度教育職員免許状申請件数一覧〉	79
資料7 〈年度別北海道・札幌市公立学校教員採用登録数〉	80
資料8 〈北海道・札幌市公立学校教員採用候補者 選考検査の受検者数と登録者数の状況〉	81

—北星学園大学教職課程センターのホームページへようこそ！—

ポータルサイト (n ☆ star) のリンクから<教職課程センター>へアクセス
してください。

https://cgw.hokusei.ac.jp/teach_course/

育成する教師像

取得できる教員免許 (学科別一覧表)

取得できる教員免許 (教科別一覧表)

教職課程のカリキュラム

教職課程専任スタッフの紹介

最近4年間の教員免許取得数

最近4年間の教員採用者数

教職支援室の紹介

よくある質問とその回答

教員養成に係る教育の質の向上に係る取
り組み

聖徳大学との連携による「小学校教諭免
許取得支援プログラム」について

「教職履修カルテ」のダウンロード (履修
者向け)

「教育実習」履修者向けのページ

北星学園大学教職課程の育成する教師像

1. 人を育てる活動に対する情熱や目的意識をいつまでも持ち続けることができ、自分を愛するように児童・生徒や保護者に寄り添い、理解し、連携することに努力を惜しまない教師。
2. 教科専門に関する学問的知識や教育的指導力の研鑽に努め、教師としての教養や技能・実践力を身につけ、責務の自覚を兼ね備えた教師。
3. 総合的な人間力としての主体性や積極性・行動力を発揮し、コミュニケーション能力を駆使して、チームワークや協調性を大切にし、社会に貢献する独立人としての教師。

教職支援室の利用について

1. 教職支援室の目的

(1) 教育実習に関する相談

教育実習を中心にその他教職課程に関すること。

(2) 教職に関する資料の保管・展示・閲覧・貸出し

実習報告集、過去の教職採用検査問題、雑誌、ICT 機器 (Chromebook, iPad)。

(3) 学習活動

教育実習に向けての教材研究や模擬授業の場として利用が出来る。また、教員採用試験対策としての学習や、集団討論の練習等をすることも可能である。

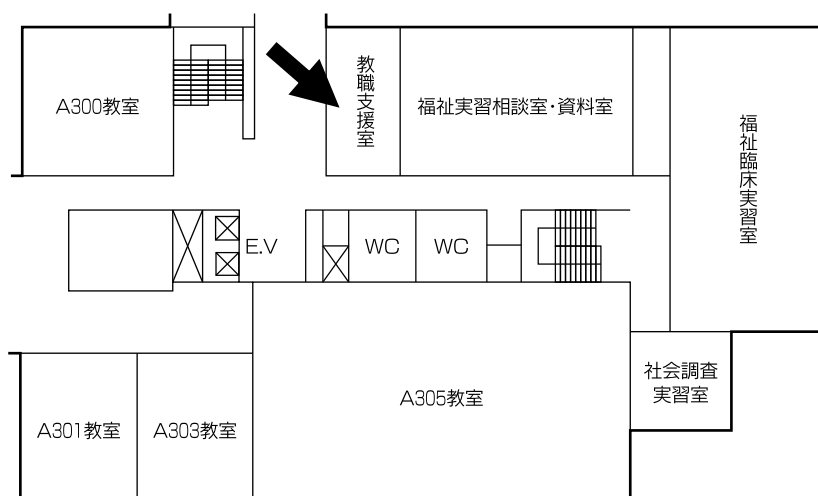
2. 利用時間

月～金 9:00～18:00

曜日・時間については変更する場合もあるので、教職支援室で確認のこと。

3. 場所

A館3階



* 教職課程の履修や免許状の取得等に関する相談はA館1階教育支援課窓口へ。

(1) 本学で取得できる免許状の種類・教科

学部学科等		免許状の種類	教科	
文学部	英 文 学 科	中学校教諭1種免許状	英 語	
		高等学校教諭1種免許状	英 語	
	心 理 ・ 応 用 コミュニケーション学科	中学校教諭1種免許状	社 会	
		高等学校教諭1種免許状	公 民	
経済学部	経 済 学 科	中学校教諭1種免許状	社 会	
		高等学校教諭1種免許状	地 理 歴 史	
			公 民	
	経 営 情 報 学 科	中学校教諭1種免許状	(社 会)	
		高等学校教諭1種免許状	商 業	
			情 報	
			(地 理 歴 史)	
	経 済 法 学 科	中学校教諭1種免許状	(公 民)	
高等学校教諭1種免許状		社 会		
		公 民		
社会福祉学部	社 会 福 祉 学 科	中学校教諭1種免許状	社 会	
		高等学校教諭1種免許状	公 民	
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者に関する教育の領域	
	心 理 学 科	中学校教諭1種免許状	(社 会)	
		高等学校教諭1種免許状	公 民	
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者に関する教育の領域	
大学院文学研究科 言語文化コミュニケーション専攻	中学校教諭専修免許状	英 語		
	高等学校教諭専修免許状	英 語		
大学院経済学研究科 経済学専攻	中学校教諭専修免許状	社 会		
	高等学校教諭専修免許状	公 民 商 業		
大学院社会福祉学研究科 社会福祉学専攻	中学校教諭専修免許状	社 会		
	高等学校教諭専修免許状	公 民		

- (注) 1. 自学科にある()内の免許状取得希望者は、学内科目等履修生制度(目次参照)の利用を申請することができる。当該教科の「教科に関する専門的事項」の科目については、学内科目等履修生制度のページに記載の開講元学科を確認し、所要単位を修得すること。
2. 国際学部グローバル・イノベーション学科については、教職課程を設けていない。

(2) 免許状を取得するための所要資格・所要単位

所要資格		中学校教諭1種免許状	高等学校教諭1種免許状	特別支援学校教諭1種免許状	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 (注3)
基礎資格		学士の学位を有すること		学士の学位を有し、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を有すること	修士の学位を有する事(専攻科又は大学院の過程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む)
教職関係科目の 最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目	28(注1)	24(注1)		24
	教育の基礎的理解に関する科目	10	10		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	8		
	教育実践に関する科目	7	5		
	大学が独自に設定する科目	4(注2)	12(注2)		
66条の6に定める科目		8	8		
特別支援教育に関する科目				26	

- (注) 1. 教科及び教科の指導法に関する科目は「教科に関する専門的事項」と「教科の指導法」に分かれる。「教科に関する専門的事項」で中学・高校共に最低20単位を修得し、「教科の指導法」は中学校が8単位、高校が4単位修得すること。
2. 「大学が独自に設定する科目」の単位は上記表中の「教科及び教科の指導法に関する科目」～「教育実践に関する科目」における最低修得単位数を超えて修得した単位をあてること。
※詳細については、25ページも確認すること。
3. 同一教科の各学校教諭1種免許状を有すること。

(3) 教育の基礎的理解に関する科目・教職関係科目 (2023年度以降入学生)

法定科目名 (科目区分)	法定最低 修得単位数	履修 コード	授業科目 (クラス)	配当年次・開講期・単位数				担 当 者	備 考
				1年次以上 履修可	2年次以上 履修可	3年次以上 履修可	4年次以上 履修可		
				前通後	前通後	前通後	前通後		
教育の基礎的理解に関する科目	10	8904	教育学(A)	②				長谷博文	(A), (B) いずれか2単位必修
		8905	教育学(B)	②				長谷博文	
		8907	教育史			2		大矢一人	
		8901	教職入門(A)	②				長谷博文	(A), (B) いずれか2単位必修
		8902	教職入門(B)	②				長谷博文	
		8913	教育行政論(A)		②			鳴海昌江	(A), (B) いずれか2単位必修
		8914	教育行政論(B)		②			鳴海昌江	
		8915	教育社会学			2		菅原健太	
		8911	教育心理学(A)		②			柿原久仁佳	(A), (B) いずれか2単位必修 ※社会福祉学科の学生は、必ず(A)クラスを履修すること。
		8912	教育心理学(B)		②			益子洋人	
		8965	特別支援教育概論(A)		②			白府士孝	(A), (B) いずれか2単位必修
8966	特別支援教育概論(B)		②			白府士孝			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	中学10 ・ 高校8	8957	道徳教育の理論と実践(A)		2			長谷博文	中学校必修 (高免使用不可)
		8958	道徳教育の理論と実践(B)		2			長谷博文	
		8959	特別活動・総合的な学習の時間の指導法(A)		②			長谷博文	(A), (B) いずれか2単位必修
		8960	特別活動・総合的な学習の時間の指導法(B)		②			長谷博文	
		8951	教育方法・情報通信技術論(A)		②			金子大輔	(A), (B) いずれか2単位必修
		8952	教育方法・情報通信技術論(B)		②			金子大輔	
		8943	生徒・進路指導の理論と実践(A)			②		田実 潔	(A), (B) いずれか2単位必修
		8944	生徒・進路指導の理論と実践(B)			②		田実 潔	
		8947	教育相談論(A)		②			新川 貴紀	(A), (B) いずれか2単位必修
8948	教育相談論(B)		②			新川 貴紀			
教育実践に関する科目	中学5 ・ 高校3	8978	教育実習事前事後指導				①	白鳥金吾 長谷博文	いずれか1科目必修
		8962	教育実習Ⅰ[中学校]				4	鳴海昌江 播磨正一	
		8963	教育実習Ⅱ[高等学校]				2	白府士孝	
	2	8981	教職実践演習(中・高)(A)				②	白鳥金吾	(A)~(F)からいずれか2単位必修
		8982	(B)				②	長谷博文	
		8984	(C)				②	鳴海昌江	
		8985	(D)				②	播磨正一	
		8986	(E)				②	白府士孝	
8987	(F)				②	白府士孝			
法定最低必要単位数合計	中学27 ・ 高校23								

- (注) ① ○印の単位は必修である。
 ② 教育実習は履修条件があるため、「教育実習の履修」(目次参照)を確認すること。
 ③ 中学校と高等学校の両方の免許を取得する場合は、教育実習Ⅰ[中学校]を履修すること。
 ④ 教職実践演習の履修には教職履修カルテの提出が必要である。
 ⑤ 上記表の科目と次ページ「教科の指導法」の科目についてはGPA制度の除外指定科目となっている。ただし、心理・応用コミュニケーション学科生は「教育心理学」、心理学科生は「教育心理学」、「教育相談論」が学科専門科目のため除外指定科目としない。

○教科及び教科の指導法に関する科目のうち各教科の指導法

法定最低 修得単位数	履修 コード	授業科目 (クラス)	配当年次・開講期・単位数				担 当 者	備 考
			1年以上 履修可	2年以上 履修可	3年以上 履修可	4年以上 履修可		
			前通後	前通後	前通後	前通後		
中学 8 ・ 高校 4	8916	英語科教育法 I (A)			2		白 鳥 金 吾	取得する免許状の種類に応じ、2科目4単位必修。免許状申請で使用できるのは申請教科ごとに4単位のみ。 中社：社会科教育法 I・II 公民：社会科教育法 II, 公民科教育法 地歴：社会科教育法 I, 地理歴史科教育法 中高英語：英語科教育法 I・II 商業：商業科教育法 I・II 情報：情報科教育法 I・II
	8926	英語科教育法 I (B)			2		白 鳥 金 吾	
	8917	英語科教育法 II (A)			2		白 鳥 金 吾	
	8927	英語科教育法 II (B)			2		白 鳥 金 吾	
	8918	社会科教育法 I (地理歴史)			2		岡 積 義 雄	
	8919	社会科教育法 II (公民) (A)			2		鳴 海 昌 江	
	8920	社会科教育法 II (公民) (B)			2		鳴 海 昌 江	
	8921	地理歴史科教育法			2		岡 積 義 雄	
	8922	公民科教育法			2		佐 藤 克 宣	
	8924	商業科教育法 I			2		古 谷 次 郎	
	8925	商業科教育法 II			2		古 谷 次 郎	
	8949	情報科教育法 I			2		古 谷 次 郎	
	8950	情報科教育法 II			2		古 谷 次 郎	
	8931	英語科教育実践指導 I			2		高 橋 伸 吾	
	8933	英語科教育実践指導 II			2		白 鳥 金 吾 志 村 昭 暢	
	8968	社会科教育実践指導 I			2		鳴 海 昌 江	
8969	社会科教育実践指導 II			2		鳴 海 昌 江		

- (注) ① 教科の指導法の履修は、教職入門と教育学を修得済みであることが望ましい。
 ② 英語科教育法 I・II, 商業科教育法 I・II, 情報科教育法 I・II, 英語科教育実践指導 I・II, 社会科教育実践指導 I・II は同年度にセットで履修すること。
 ③ 商業科教育法 I・II の履修までに、会計入門、簿記原理 I を修得済みであることが望ましい。
 ④ 最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教職に関する科目」の単位は「大学が独自に設定する科目」の単位として取り扱う。ただし、「教科の指導法」の単位については、免許教科ごとに示されている必修科目を別の教科・学校種に使用できない。

○66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目に対する授業科目を、次のとおり修得すること。

科目区分	本学開講授業科目	単位数
日本国憲法	日本国憲法	2 単位
体育	体育実技 I	2 単位
外国語コミュニケーション	英語 I	(英文学科以外) いずれか 2 単位
	ドイツ語 I	
	フランス語 I	
	中国語 I	
	韓国語 I	(英文学科) 2 単位
Basic Speaking I		
数理, データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報入門	2 単位

(4) 教科及び教科の指導法に関する科目のうち教科に関する専門的事項

最低修得単位（20単位）を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」として取り扱われる。

【文学部 英文学科】2023年度以降入学生

免許教科：中学校一種 外国語（英語），高等学校一種 外国語（英語）共通

法定科目区分	該当科目	単位数	該当科目	単位数
英語学	Introduction to English Linguistics	②	英 語 史	2
	現代英語の音声と文法	②	応 用 言 語 学 概 論	2
	社 会 言 語 学 概 論	2	第 二 言 語 習 得 論	2
	言 語 学	2		
英語文学	ア メ リ カ 文 学 概 論	②	英 米 文 学 史 A	2
	イ ギ リ ス 文 学 概 論	②	英 米 文 学 史 B	2
	英 語 文 学 論	②	演 劇 概 論	2
英語コミュニケーション	Public Speaking	②	Discussion and Debate II	2
	Presentation Skills	②	Academic Essay I	2
	インタラクション活動指導法	2	Academic Essay II	2
	Academic Communication I	2	Academic Reading I	2
	Academic Communication II	2	Academic Reading II	2
	Discussion and Debate I	2		
異文化理解	異文化コミュニケーション概論Ⅰ	②	Introduction to Digital Media	2
	異文化コミュニケーション概論Ⅱ	②	Global Issues	2
	Introduction to Global Studies	2	Cross-Cultural Psychology	2
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	英 語 科 教 育 概 説 Ⅰ	2	英 語 科 教 育 概 説 Ⅱ	2
合計	20単位以上修得すること			

(注) 1. ○印の単位は必修である。

20単位以上を修得の上、25ページの「大学が独自に設定する科目とは？」をよく確認し、各自不足単位が生じることのないよう留意すること。

【文学部 心理・応用コミュニケーション学科】2023年度以降入学生

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数	
中学校一種 社会	日本史・外国史	日本史 I (前近代)	②	
		日本史 II (近現代)	②	
		世界史	④	
	地理学 (地誌を含む。)	地理学	②	
		地誌概説	④	
		自然地理学	②	
	「法学, 政治学」	現代政治学	②	
		憲法 I (人権)	④	
		憲法 II (統治機構)	4	
		国際政治学	2	
		国際社会論	2	
	「社会学, 経済学」	経済学入門	②	
		現代社会学	②	
		心理統計法	2	
		統計法基礎	2	
		時事社会研究	2	
		国際経済学 I	2	
		国際経済学 II	2	
	「哲学, 倫理学, 宗教学」	宗教学	②	
		社会思想史	2	
		現代哲学	2	
		合計	20単位以上修得すること	

(注) 1. ○印の単位は必修である。

20単位以上を修得の上、25ページの「大学が独自に設定する科目とは？」をよく確認し、各自不足単位が生じることのないよう留意すること。

【文学部 心理・応用コミュニケーション学科】2023年度以降入学生

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数
高等学校一種 公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	現 代 政 治 学	②
		国 際 政 治 学	②
		憲 法 I [人 権]	④
		憲 法 II [統 治 機 構]	4
		国 際 社 会 論	2
	「社会学, 経済学（国際経済を含む。）」	国 際 経 済 学 I	②
		国 際 経 済 学 II	②
		経 済 学 入 門	②
		現 代 社 会 学	②
		心 理 統 計 法	2
		統 計 法 基 礎	2
		時 事 社 会 研 究	2
	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	宗 教 学	②
		社 会 思 想 史	2
		現 代 哲 学	2
		心 理 言 語 学	2
		感 情 心 理 学	2
		心 理 科 学 実 験	4
		心 理 科 学 研 究 法	2
		対 人 行 動 論	2
		認 知 心 理 学	2
		学 習 心 理 学	2
		ス ポ ー ツ 心 理 学	2
		音 楽 心 理 学	2
	学 校 心 理 学	2	
	合計	20単位以上修得すること	

(注) 1. ○印の単位は必修である。
20単位以上を修得の上, 25ページの「大学が独自に設定する科目とは?」をよく確認し, 各自不足単位が生じることのないよう留意すること。

【経済学部 経済学科】2023年度以降入学生

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数	
中学校一種 社会	日本史・外国史	日本史 I [前近代]	②	
		日本史 II [近現代]	②	
		世界史	④	
		日本経済史	4	
		基礎経済史	2	
		社会経済史	2	
		西洋経済史	4	
	地理学（地誌を含む。）	地理学	②	
		地誌概説	④	
		自然地理学	2	
		北海道経済論	4	
		環境経済学	4	
		現代アジア論	2	
		現代ヨーロッパ論	2	
		現代アメリカ論	2	
	「法律学, 政治学」	現代政治学	②	
		法学概論	②	
		国際政治学	2	
		グローバルガバナンス論	2	
		国際関係論 I	2	
		国際関係論 II	2	
		地方自治論	2	
	「社会学, 経済学」	現代社会学	②	
		日本経済論 I	②	
		現代資本主義論	②	
		ミクロ経済学 I	2	
		ミクロ経済学 II	2	
		マクロ経済学 I	2	
		マクロ経済学 II	2	
		社会経済学 I	2	
		社会経済学 II	2	
	国際経済学 I	2		
	「哲学, 倫理学, 宗教学」	社会思想史	②	
		現代哲学	2	
		宗教学	2	
	合計		20単位以上修得すること	

(注) 1. ○印の単位は必修である。

2. 高等学校「商業」の取得希望者は、学内科目等履修生制度（目次参照）を利用することができる。

経営情報学科で開講される科目を参照し、所要単位を修得すること。

20単位以上を修得の上、25ページの「大学が独自に設定する科目とは？」をよく確認し、各自不足単位が生じることのないよう留意すること。

【経済学部 経済学科】2023年度以降入学生

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数
高等学校一種 地理歴史	日本史	日 本 史 I (前 近 代)	②
		日 本 史 II (近 現 代)	②
		日 本 経 済 史	④
	外国史	世 界 史	④
		西 洋 経 済 史	④
		基 礎 経 済 史	2
		社 会 経 済 史	2
	人文地理学・自然地理学	地 理 学	②
		自 然 地 理 学	②
		環 境 経 済 学	4
	地誌	地 誌 概 説	④
		北 海 道 経 済 論	4
		現 代 ア ジ ア 論	2
		現 代 ヨ ー ロ ッ パ 論	2
		現 代 ア メ リ カ 論	2
	合計	20単位以上修得すること	

- (注) 1. ○印の単位は必修である。
 2. 高等学校「商業」の取得希望者は、学内科目等履修生制度（目次参照）を利用することができる。
 経営情報学科で開講される科目を参照し、所要単位を修得すること。
 20単位以上を修得の上、25ページの「大学が独自に設定する科目とは？」をよく確認し、各自不足単位が生じることのないよう留意すること。

【経済学部 経済学科】2023年度以降入学生

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数
高等学校一種 公民	「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	国 際 政 治 学	②
		現 代 政 治 学	②
		法 学 概 論	②
		グ ローバルガバナンス論	2
		国 際 関 係 論 I	2
		国 際 関 係 論 II	2
		地 方 自 治 論	2
		「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	現 代 社 会 学
	国 際 経 済 学 I		②
	日 本 経 済 論 I		②
	現 代 資 本 主 義 論		②
	ミ ク ロ 経 済 学 I		2
	ミ ク ロ 経 済 学 II		2
	マ ク ロ 経 済 学 I		2
	マ ク ロ 経 済 学 II		2
	社 会 経 済 学 I		2
	社 会 経 済 学 II		2
	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	社 会 思 想 史	②
		現 代 哲 学	②
		宗 教 学	2
	合計	20単位以上修得すること	

- (注) 1. ○印の単位は必修である。
 2. 高等学校「商業」の取得希望者は、学内科目等履修生制度（目次参照）を利用することができる。
 経営情報学科で開講される科目を参照し、所要単位を修得すること。
 20単位以上を修得の上、25ページの「大学が独自に設定する科目とは？」をよく確認し、各自不足単位が生じることのないよう留意すること。

【経済学部 経営情報学科】2023年度入学生

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数
高等学校一種 情報	情報社会・情報倫理	情報と社会	②
		情報処理	②
		情報セキュリティマネジメント	2
		経営情報学	2
	コンピュータ・情報処理(実習を含む。)	情報科学	②
		プログラミング I	②
		ソフトウェア開発論 I	2
	情報システム(実習を含む。)	データベース論	②
		情報システム論 I	②
		ソフトウェア開発論 II	2
	情報通信ネットワーク(実習を含む。)	プログラミング II	②
		情報ネットワーク論	②
		情報システム管理論	2
	マルチメディア表現・マルチメディア技術 (実習を含む。)	マルチメディア論	②
		シミュレーション論	②
	情報と職業	経営情報学 I	②
		経営情報学 II	2
		合計	20単位以上修得すること

(注) 1. ○印の単位は必修である。

2. 中学校「社会」、高等学校「地理歴史」又は「公民」の取得希望者は、学内科目等履修生制度(目次参照)を利用することができる。

経済学科で開講される科目を参照し、所要単位を修得すること。

20単位以上を修得の上、25ページの「大学が独自に設定する科目とは？」をよく確認し、各自不足単位が生じることのないよう留意すること。

【経済学部 経営情報学科】2024年度以降入学生

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数
高等学校一種 情報	情報社会(職業に関する内容を含む)・情報倫理	情報と社会	②
		情報処理	②
		経営情報学 I	②
		経営情報学 II	2
		情報セキュリティマネジメント	2
		経営情報学	2
	コンピュータ・情報処理	情報科学	②
		プログラミング I	②
		ソフトウェア開発論 I	2
	情報システム	データベース論	②
		情報システム論 I	②
		ソフトウェア開発論 II	2
	情報通信ネットワーク	プログラミング II	②
		情報ネットワーク論	②
		情報システム管理論	2
	マルチメディア表現・マルチメディア技術	マルチメディア論	②
		シミュレーション論	②
		合計	20単位以上修得すること

(注) 1. ○印の単位は必修である。

2. 中学校「社会」、高等学校「地理歴史」又は「公民」の取得希望者は、学内科目等履修生制度(目次参照)を利用することができる。

経済学科で開講される科目を参照し、所要単位を修得すること。

20単位以上を修得の上、25ページの「大学が独自に設定する科目とは？」をよく確認し、各自不足単位が生じることのないよう留意すること。

【経済学部 経営情報学科】2023年度以降入学生

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数
高等学校一種 商業	商業の関係項目	会計入門	②
		簿記原理 I	②
		簿記原理 II	②
		マーケティング I	②
		マーケティング II	②
		経営学入門 I	②
		経営学入門 II	②
		経済学基礎	②
		財務会計 I	2
		財務会計 II	2
		管理会計 I	2
		管理会計 II	2
		企業形態論	2
		原価計算 I	2
		原価計算 II	2
		広告コミュニケーション論	2
		国際会計 I	2
		国際会計 II	2
		流通サービス経営論 I	2
		流通サービス経営論 II	2
		国際マーケティング	2
		消費者行動論	2
		経営戦略論 I	2
		経営戦略論 II	2
		職業指導	職業指導
		合計	20単位以上修得すること

- (注) 1. ○印の単位は必修である。
 2. 中学校「社会」、高等学校「地理歴史」又は「公民」の取得希望者は、学内科目等履修生制度（目次参照）を利用することができる。
 経済学科で開講される科目を参照し、所要単位を修得すること。
 20単位以上を修得の上、25ページの「大学が独自に設定する科目とは？」をよく確認し、各自不足単位が生じることのないよう留意すること。

【経済学部 経済法学科】2023年度以降入学生

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数	
中学校一種 社会	日本史・外国史	日本史 I (前近代)	②	
		日本史 II (近現代)	②	
		世界史	④	
	地理学 (地誌を含む。)	地理学	②	
		地誌概説	④	
		自然地理学	②	
	「法律学, 政治学」	現代政治学	②	
		憲法 I [人権]	④	
		憲法 II [統治機構]	4	
		国際政治学	2	
		民法 I [民法総則・物権]	4	
		民法 II [債権各論]	4	
		商法 I [商法総則・商行為法]	4	
		行政法 I [行政法総論]	4	
		手続法基礎論	2	
		国際人権法	2	
		経済法	2	
		労働法	2	
		租税法	2	
	「社会学, 経済学」	ミクロ経済学 I	②	
		ミクロ経済学 II	②	
		マクロ経済学	④	
		金融論	4	
		経済政策論	4	
		財政学	4	
	「哲学, 倫理学, 宗教学」	宗教学	②	
		社会思想史	2	
		法哲学	2	
		合計	20単位以上修得すること	

(注) 1. ○印の単位は必修である。

2. 高等学校「地理歴史」の取得希望者は、学内科目等履修生制度(目次参照)を利用することができる。
経済学科で開講される科目を参照し、所要単位を修得すること。

20単位以上を修得の上、25ページの「大学が独自に設定する科目とは？」をよく確認し、各自不足単位が生じることのないよう留意すること。

【経済学部 経済法学科】2023年度以降入学生

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数	
高等学校一種 公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	国 際 政 治 学	②	
		現 代 政 治 学	②	
		憲 法 I〔人 権〕	④	
		憲 法 II〔統 治 機 構〕	4	
		民 法 I〔民 法 総 則・物 権〕	4	
		民 法 II〔債 権 各 論〕	4	
		行 政 法 I〔行 政 法 総 論〕	4	
		商 法 I〔商 法 総 則・商 行 為 法〕	4	
		手 続 法 基 礎 論	2	
		国 際 人 権 法	2	
		経 済 法	2	
		労 働 法	2	
		租 税 法	2	
		「社会学, 経済学（国際経済を含む。）」	ミ ク ロ 経 済 学 I	②
	ミ ク ロ 経 済 学 II		②	
	マ ク ロ 経 済 学		④	
	金 融 論		4	
	経 済 政 策 論		4	
	財 政 学		4	
	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」		宗 教 学	②
		社 会 思 想 史	2	
		法 哲 学	2	
	合計		20単位以上修得すること	

- (注) 1. ○印の単位は必修である。
 2. 高等学校「地理歴史」の取得希望者は、学内科目等履修生制度（目次参照）を利用することができる。
 経済学科で開講される科目を参照し、所要単位を修得すること。
 20単位以上を修得の上、25ページの「大学が独自に設定する科目とは？」をよく確認し、各自不足単位が生じることのないよう留意すること。

【社会福祉学部 社会福祉学科】2023年度以降入学生

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数	
中学校一種 社会	日本史・外国史	日本史 I [前近代]	②	
		日本史 II [近現代]	②	
		世界史	④	
	地理学 (地誌を含む。)	地理学	②	
		地誌概説	④	
	「法律学, 政治学」	現代政治学	②	
		法学概論	②	
		社会保障法	2	
		社会福祉と法	△	
		権利擁護を支える法制度	2	
		労働法	2	
		憲法 I [人権]	4	
		憲法 II [統治機構]	4	
	「社会学, 経済学」	日本経済論 I	②	
		現代資本主義論	②	
		現代社会学	②	
		社会福祉学入門	△	
		人間の発達と社会	△	
		社会福祉概説 I	△	
		社会福祉概説 II	△	
		地域福祉と包括的支援体制 I	2	
		高齢者福祉論	2	
		国際福祉論	2	
		福祉政策論	2	
		災害と福祉	1	
		ジェンダー論	2	
		社会学と社会システム	2	
		社会保障論 I	2	
		児童・家庭福祉論	2	
		福祉財政論	2	
		司法福祉論	2	
		社会保障論 II	2	
		地域福祉と包括的支援体制 II	2	
	国際経済学 I	2		
	「哲学, 倫理学, 宗教学」	社会思想史	②	
		倫理学	2	
		現代哲学	2	
		宗教学	2	
		社会福祉の歴史と思想	△	
	合計		20単位以上修得すること	

(注) 1. ○印の単位は必修である。

2. △印の単位は社会福祉学科の学生が卒業要件上必修となっている科目である。

20単位以上を修得の上、25ページの「大学が独自に設定する科目とは？」をよく確認し、各自不足単位が生じることのないよう留意すること。

【社会福祉学部 社会福祉学科】2023年度以降入学生

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数
高等学校一種 公民	「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	現代政治学	②
		法学概論	②
		国際政治学	②
		社会保障法	2
		社会福祉と法	△
		権利擁護を支える法制度	2
		労働法	2
		憲法Ⅰ〔人権〕	4
		憲法Ⅱ〔統治機構〕	4
	「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	日本経済論Ⅰ	②
		現代資本主義論	②
		現代社会学	②
		国際経済学Ⅰ	②
		人間の発達と社会	△
		社会福祉概説Ⅰ	△
		社会福祉概説Ⅱ	△
		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2
		高齢者福祉論	2
		国際福祉論	2
		福祉政策論	2
		災害と福祉	1
		ジェンダー論	2
		社会学と社会システム	2
		社会保障論Ⅰ	2
		児童・家庭福祉論	2
		福祉財政論	2
		司法福祉論	2
		社会保障論Ⅱ	2
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2
	社会福祉学入門	△	
	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	社会思想史	②
		現代哲学	②
		宗教学	2
		社会福祉の歴史と思想	△
	合計	20単位以上修得すること	

(注) 1. ○印の単位は必修である。
 2. △印の単位は社会福祉学科の学生が卒業要件上必修となっている科目である。
 20単位以上を修得の上, 25ページの「大学が独自に設定する科目とは?」をよく確認し, 各自不足単位が生じることのないよう留意すること。

【社会福祉学部 社会福祉学科】2023年度以降入学生

免許領域	法定科目区分		法定単位数	該当科目	単位数
特別支援一種 (知的障害者・ 肢体不自由者・ 病弱者)	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	障害児教育論	②
				障害者福祉論	2
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	16	知的障害者の心理(注2)	②
				知的障害者の病理保健	②
				肢体不自由者の心理	②
				肢体不自由者の病理保健	②
				病弱者の心理	②
				病弱者の病理保健	②
				知的障害教育方法論Ⅰ(注3)	②
				知的障害教育方法論Ⅱ	②
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	5	肢体不自由教育方法論	②
				病弱教育方法論	②
				視覚障害教育論	②
心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習		3	聴覚障害教育論	②	
			重複障害・LD等教育論	②	
合計		26単位以上修得すること			

- (注) 1. ○印の単位は必修である。
 2. 「知的障害者の心理(B)」を履修すること。
 3. 「知的障害教育方法論Ⅰ(A)」を履修すること。

【社会福祉学部 心理学科】2023年度以降入学生

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数	該当科目	単位数
高等学校一種 公民	「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	現代政治学	②	国際政治学	②
		憲法 I [人権]	④	憲法 II [統治機構]	4
	「社会学, 経済学(国 際経済を含む。)」	日本経済論 I	②	国際経済学 I	②
		現代社会学	②	福祉財政論	2
	「哲学, 倫理学, 宗 教学, 心理学」	宗 教 学	②	社会思想史	2
		発 達 心 理 学	2	グループダイナミクス	2
		心理学理論と心理的支援	2	福祉心理学	2
		現 代 哲 学	2	健康・医療心理学	2
合計		20単位以上修得すること			

(注) 1. ○印の単位は必修である。

2. 中学校「社会」の取得希望者は、学内科目等履修生制度(目次参照)を利用することができる。
社会福祉学科で開講される科目を参照し、所要単位を修得すること。

20単位以上を修得の上、25ページの「大学が独自に設定する科目とは？」をよく確認し、各自不足単位が生じることのないよう留意すること。

【社会福祉学部 心理学科】2023年度以降入学生

免許 領域	法定科目区分	法定 単位数	該当科目	単位数	
特別支援 一種(知的障害者・ 肢体不自由者・病 弱者)	特別支援教育の基礎理論に関する科目		障 害 児 教 育 論	②	
			障 害 者 福 祉 論	2	
			特 別 支 援 教 育 総 論	2	
	特別支援教育領域に 関する科目	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の 心理, 生理及び病理に関する科目	16	知的障害者の心理	②
				知的障害者の病理保健	②
				肢体不自由者の心理	②
				肢体不自由者の病理保健	②
				病弱者の心理	②
				病弱者の病理保健	②
				知的障害者の臨床心理(注2)	2
				知的障害教育方法論 I (注3)	②
				知的障害教育方法論 II	②
				肢体不自由教育方法論	②
	病弱教育方法論	②			
	知的障害者の心理検査実習(注2)	4			
免許状に定められ ることとなる特別支 援教育領域以外の 領域に関する科目	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の 心理, 生理及び病理に関する科目	5	視 覚 障 害 教 育 論	②	
			聴 覚 障 害 教 育 論	②	
			重 複 障 害 ・ L D 等 教 育 論	②	
心身に障害のある幼児, 児童又は生徒についての教育実習		3	障 害 児 教 育 実 習	③	
合計		26単位以上修得すること			

(注) 1. ○印の単位は必修である。

2. 「知的障害者の臨床心理」と「知的障害者の心理検査実習」の履修には、教職運営部会の許可が必要である。

3. 「知的障害教育方法論 I (A)」を履修すること。

中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状を取得するためには、

- ① 同一学校種・教科の一種免許状を有していること。
- ② 修士の学位を有すること（専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上取得した場合を含む）。
- ③ 教科に関する科目を24単位以上修得すること。

【文学研究科 言語文化コミュニケーション専攻（修士課程）】

中学校専修 外国語（英語）・高等学校専修 外国語（英語） 共通

法定 単位数	該当科目	単位数	該当科目	単位数
24	イギリス文学論研究	2	異文化コミュニケーション論研究	2
	イギリス文学論演習	2	異文化コミュニケーション論演習	2
	イギリス言語文化論研究	2	言語教育学研究	2
	イギリス言語文化論演習	2	言語教育学演習	2
	現代英米文学論研究	2	社会言語学研究	2
	現代英米文学論演習	2	社会言語学演習	2
	現代英米言語文化論研究	2	グローバル・地域研究	2
	現代英米言語文化論演習	2	グローバル・地域研究演習	2
	アメリカ文学論研究	2	英語史特殊研究	2
	アメリカ文学論演習	2	理論言語学	2
	アメリカ言語文化論研究	2	言語人類学	2
	アメリカ言語文化論演習	2	語用論	2
	英米文学論特殊研究	2	英語授業実践論	2
	言語文化比較論特殊研究	2	英語教育学研究	2
	言語文化論特殊研究	2	英語教育評価論	2
	コミュニケーション論研究	2	コミュニケーション論特殊研究	2
コミュニケーション論演習	2	言語文化教育論特殊研究	2	

【社会福祉学研究科 社会福祉学専攻（修士課程）】

中学校専修 社会・高等学校専修 公民 共通

法定 単位数	該当科目	単位数	該当科目	単位数
24	社会福祉原理研究	2	量的調査研究	2
	ソーシャルワーク理論研究	2	国際比較福祉研究	2
	福祉政策研究	2	ソーシャルワーク実践研究	2
	子ども家庭福祉研究	2	海外福祉実践研究	2
	障害児・者福祉研究	2	社会保障財政研究	2
	精神保健ソーシャルワーク研究	2	特別支援教育研究	2
	高齢者・高齢社会福祉研究	2	社会的弱者研究	2
	地域福祉研究	2	偏見・差別問題研究	2
	公的扶助研究	2	コミュニティケア政策研究	2
	スクールソーシャルワーク研究	2	精神障害学研究	2
	質的調査研究	2		

【経済学研究科 経済学専攻（修士課程）】

中学校専修 社会・高等学校専修 公民 共通

法定 単位数	該当科目	単位数	該当科目	単位数
24	経済理論研究Ⅰ	2	経済理論演習Ⅰ	2
	経済理論研究Ⅱ	2	経済理論演習Ⅱ	2
	応用経済論研究Ⅰ	2	応用経済論演習Ⅰ	2
	応用経済論研究Ⅱ	2	応用経済論演習Ⅱ	2
	社会経済学研究Ⅰ	2	社会経済学演習Ⅰ	2
	社会経済学研究Ⅱ	2	社会経済学演習Ⅱ	2
	国際経済論研究Ⅰ	2	国際経済論演習Ⅰ	2
	国際経済論研究Ⅱ	2	国際経済論演習Ⅱ	2
	経済史研究Ⅰ	2	経済史演習Ⅰ	2
	経済史研究Ⅱ	2	経済史演習Ⅱ	2
	アジア政治経済研究Ⅰ	2	アジア政治経済演習Ⅰ	2
	アジア政治経済研究Ⅱ	2	アジア政治経済演習Ⅱ	2
	経済統計学研究Ⅰ(※)	2	経済統計学演習Ⅰ(※)	2
	経済統計学研究Ⅱ(※)	2	経済統計学演習Ⅱ(※)	2

(※) の科目について、2024年度以前入学生は、対象外となる。

【経済学研究科 経済学専攻（修士課程）】

高等学校専修 商業

法定 単位数	該当科目	単位数	該当科目	単位数
24	金融・証券論研究Ⅰ	2	金融・証券論演習Ⅰ	2
	金融・証券論研究Ⅱ	2	金融・証券論演習Ⅱ	2
	経営組織論研究Ⅰ	2	経営組織論演習Ⅰ	2
	経営組織論研究Ⅱ	2	経営組織論演習Ⅱ	2
	経営戦略論研究Ⅰ	2	経営戦略論演習Ⅰ	2
	経営戦略論研究Ⅱ	2	経営戦略論演習Ⅱ	2
	マーケティング論研究Ⅰ	2	マーケティング論演習Ⅰ	2
	マーケティング論研究Ⅱ	2	マーケティング論演習Ⅱ	2
	消費者行動論研究Ⅰ	2	消費者行動論演習Ⅰ	2
	消費者行動論研究Ⅱ	2	消費者行動論演習Ⅱ	2
	会計学研究Ⅰ	2	会計学演習Ⅰ	2
	会計学研究Ⅱ	2	会計学演習Ⅱ	2
	情報分析研究Ⅰ	2	情報分析演習Ⅰ	2
	情報分析研究Ⅱ	2	情報分析演習Ⅱ	2

3. 大学が独自に設定する科目とは？

5ページの「(2) 免許状を取得するための所要資格・所要単位」(注)2に記載されているとおり、「教科及び教科の指導法に関する科目」～「教育実践に関する科目」における最低修得単位数を超えて修得した単位をあてること。としている。

中学校免許取得希望者はこの大学が独自に設定する科目の単位は「4単位」、高等学校免許取得希望者は「12単位」修得する必要があるため、以下の具体例を参考に修得漏れのないよう、各自責任をもって単位数の確認を行うこと。

※大学が独自に設定する科目の単位数を満たすことが出来なければ教員免許を取得することはできません。

例) 2023年度入学 心理学科の学生が高校公民の免許を取得したい場合の考え方

・次の表は2023年度心理学科入学生が適用となる公民取得のための「教科に関する専門的事項」の科目となる。(20ページ)

以下の順番で考え方を整理すること。

1) 数字に○が付された科目は必修のため、必ず修得すること。

2) 必修を全て修得した上で、かつ、表の科目の中で20単位以上修得すること。

→以下の表のとおり必修である網掛けの科目を全て修得すると合計で16単位となるため、それ以外の科目で4単位分以上修得する必要がある。

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数	該当科目	単位数
高等学校一種 公民	「法学(国際法を含む.), 政治学(国際政治を含む。)」	現 代 政 治 学	②	国 際 政 治 学	②
		憲 法 I [人 権]	④	憲 法 II [統治機構]	4
	「社会学, 経済学(国 際経済を含む。)」	日 本 経 済 論 I	②	国 際 経 済 学 I	②
		現 代 社 会 学	②	福 祉 財 政 論	2
	「哲学, 倫理学, 宗 教学, 心理学」	宗 教 学	②	社 会 思 想 史	2
		発 達 心 理 学	2	グ ル ー プ ダイ ナ ミ ッ ク ス	2
		心 理 学 理 論 と 心 理 的 支 援	2	福 祉 心 理 学	2
		現 代 哲 学	2	健 康 ・ 医 療 心 理 学	2
	合計	20単位以上修得すること			

3) 例えば現代哲学, 健康・医療心理学を修得できれば, まずは合計で20単位以上修得の条件をクリアしたことになる。

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数	該当科目	単位数
高等学校一種 公民	「法学(国際法を含む.), 政治学(国際政治を含む。)」	現 代 政 治 学	②	国 際 政 治 学	②
		憲 法 I [人 権]	④	憲 法 II [統治機構]	4
	「社会学, 経済学(国 際経済を含む。)」	日 本 経 済 論 I	②	国 際 経 済 学 I	②
		現 代 社 会 学	②	福 祉 財 政 論	2
	「哲学, 倫理学, 宗 教学, 心理学」	宗 教 学	②	社 会 思 想 史	2
		発 達 心 理 学	2	グ ル ー プ ダイ ナ ミ ッ ク ス	2
		心 理 学 理 論 と 心 理 的 支 援	2	福 祉 心 理 学	2
		現 代 哲 学	2	健 康 ・ 医 療 心 理 学	2
	合計	20単位以上修得すること			

～ここまで修得してから, 初めて大学が独自に設定する科目の単位の修得が始まることとなる～

本学における大学が独自に設定する科目は, 最初に述べたとおり, 「最低修得単位数を超えて修得した単位」を充てることになっている。→簡単に言うと, 教職課程において余分に修得でき

た単位を充てるということ。

それを踏まえて、大学が独自に設定する科目の単位を満たそうとすると…↓

- 4) 以下のようにさらに、憲法Ⅱ〔統治機構〕、福祉財政論、社会思想史、グループダイナミックス、福祉心理学を修得したとすると+12単位を余分に修得できたことになるので、大学が独自に設定する科目12単位を修得できたこととなる。

免許教科	法定科目区分	該当科目	単位数	該当科目	単位数
高等学校一種 公民	「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	現代政治学	②	国際政治学	②
		憲法Ⅰ〔人権〕	④	憲法Ⅱ〔統治機構〕	4
	「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	日本経済論Ⅰ	②	国際経済学Ⅰ	②
		現代社会学	②	福祉財政論	2
	「哲学, 倫理学, 宗 教学, 心理学」	宗教学	②	社会思想史	2
		発達心理学	2	グループダイナミックス	2
		心理学理論と心理的支援	2	福祉心理学	2
		現代哲学	2	健康・医療心理学	2
	合計	20単位以上修得すること			

※その他、教職の基礎的理解に関する科目における、「教育史」・「教育社会学」の2科目についても、大学が独自に設定する科目の単位の計算に使用することが可能であるため、4)の科目のうち2科目に充てることも問題はない。
(指導法の科目は計算に使用できない)

●この考え方にに基づき、各免許種ごとに大学が独自に設定する科目の単位を修得する必要がある。中学校社会・高校公民・高校地理歴史を取得するのであれば、3つの科目群でそれぞれ条件を満たすように計画的に単位を修得すること。

ただし、「教育史」・「教育社会学」については、各免許種に共通して大学が独自に設定する科目の単位として計算することができる。

4. 編入学生への注意事項

- カリキュラム表や教育職員免許法などの適用年度は編入学した年度ではなく、編入学する年次に適用されている年度である。例えば2026年度に3年次編入学した場合の適用年度は2024年度となる。
- 編入学生は計画的に履修登録し、単位を落とさないように気をつけること。また、複数の教員免許状や他の資格取得を希望する場合は、卒業までに取得できないこともある。
- 入学前の既修得単位が本学の単位として認められた場合、本学の卒業単位としては使用できるが、教員免許状取得のための単位としては使用できないものがある。特に、専門学校で修得した科目の認定単位は、「教科に関する専門的事項の科目」の単位には使用できないので注意すること。
- 編入学生によって修得する必要がある科目は異なるため、必要な科目や履修計画等について不明な点があれば、必ず履修登録をする前にA館1階教育支援課窓口にご相談すること。

5. 学内科目等履修生制度

希望する免許状の課程が所属する学科になく、自学部他学科にある場合、学内科目等履修生制度の利用を申請し、定められた履修上限単位数を超えて履修登録することができる。ただし、この制度を利用して履修登録した科目は卒業単位に含むことができない。この制度は自学部他学科にある免許状を希望する場合、定められた履修上限の範囲で履修登録をするだけでは卒業に必要な単位で履修上限に達してしまうことが多く、免許状に必要な科目を履修登録することができないため、卒業単位に含むことができないという条件で履修上限単位数を超えて、免許状取得に必要な科目の履修登録を認めるものである。学内科目等履修生制度の希望者は、履修登録前にA館1階教育支援課窓口まで申し出ること。

※履修上限の範囲内であれば、本制度の利用は不要である。

申請受付期間 4月1日(水)～4月10日(金) 窓口利用

時間 8:45～11:30・12:30～17:00

《該当する学科と免許状の種類(開講学科)》

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 経済学部 経済学科
・高校商業
(開講: 経営情報学科)</p> <p>(2) 経済学部 経営情報学科
・中学社会 ・高校地理歴史 ・高校公民
(開講: 経済学科)</p> | <p>(3) 経済学部 経済法学科
・高校地理歴史
(開講: 経済学科)</p> <p>(4) 社会福祉学部 心理学科
・中学社会
(開講: 社会福祉学科)</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|

6. 教職課程履修費

教育職員免許状の取得を希望して、教職に関する科目を履修する学生は、教職課程履修費50,000円(30,000円と20,000円の分割)を納入しなければならない。

開講年次	対象科目	納付額
1年次	教職入門(A) ^{*1} ・(B) ^{*2}	30,000
4年次	教育実習I又はII ^{*3}	20,000

- *1 前期履修登録「修正」期間終了をもって履修確定とし、教職入門(A)に履修登録がある者を教職課程履修費納入の対象者とする。前期履修登録修正期間後に、財務課から保証人住所宛てに振込用紙を郵送された後、期限までに納入すること。なお、一度納入された履修費の返還は行えないため、留意すること。
- *2 後期履修登録「修正」期間終了をもって履修確定とし、教職入門(B)に履修登録がある者を教職課程履修費納入の対象者とする。後期履修登録修正期間後に、財務課から保証人住所宛てに振込用紙を郵送された後、期限までに納入すること。なお、一度納入された履修費の返還は行えないため、留意すること。
- *3 教育実習I又はIIについても上記と同様に、前期履修登録修正期間後、科目の修正は行えず、納入後の返金は行わない。

なお、教育職員免許状取得にあたっては、申請の際に免許状1種類につき別途3,300円の手数料が発生するため、留意すること。

7. 教育実習の履修

- (1) 教育実習は、4年次（5月～10月下旬）に2週間もしくは3週間行われる。
- (2) 3・4年次において、32ページ記載の日程表によりガイダンス及び「教育実習事前指導」を行うので、「教育実習」の履修を希望する学生は、必ず出席しなければならない。
- (3) 「教育実習事前指導」では、実習の留意事項、実習日誌の記入方法、実習指導案の作成等の説明及び模擬授業、現職教員のアドバイスなどを行う。
- (4) 「教育実習希望調査書」を指定された期限（教育実習の前年度）までに提出しなければならない。
- (5) 「教育実習」履修のための条件
 - ① 教員を志す学生であること。
 - ② 前年次終了までに卒業要件に含まれる科目だけで90単位以上を修得していること。
 - ③ 指定の科目
「教育学」、「教職入門」、「教育行政論」、「教育心理学」、「特別支援教育概論」、「特別活動・総合的な学習の時間の指導法」、「教育方法・情報通信技術論」、「生徒・進路指導の理論と実践」、「教育相談論」の単位を原則として修得し、各教科の「教科教育法」（所属学科が課程認定を受けている教科、または学内科目等履修生制度で取得できる教科の「教科教育法」とする）を必ず修得していること。
※ただし、3年次編入生についてはこの限りではなく、個別の事情に応じて考慮するので、教育支援課教職担当に相談に来ること。
 - ④ 教員採用候補者選考検査を受検すること。
- (6) その他
3年次や4年次に派遣留学や休学を希望する場合は、A館1階教育支援課窓口まで相談に来ること。
派遣留学によって認定された単位は免許状申請の単位として使用することはできない。
教職実践演習は教育実習とセットで履修すること。

8. 教育実習校開拓

1. 開拓の時期

実習校の開拓は、できるだけ早く行うこと。

2. 開拓の方法

- ・中学校免許のみの取得希望者は中学校もしくは高校で3週間
- ・高校免許のみの取得希望者は高校もしくは中学校で2週間
- ・中学校免許と高校免許の両方取得希望者は中学校もしくは高校で3週間の実習を依頼すること。

(1) 自己開拓

一般的には実習の前年度のできるだけ早い時期に、直接出身校等に訪問して依頼すること。ただし、中学校の場合には、それぞれの教育委員会への依頼を必要とする学校もあるので、その必要の有無も確認しておくこと。

(2) 大学依存（大学経由で申し込む）

- ① 札幌市立中学校
 - ・市立中学校出身者であること。
 - ・実習先については中学校校長会が決定する。
- ② 江別及び小樽市立中学校
 - ・各市立中学校出身者であること。
 - ・本人又は保護者が市内に在住していること。

3. 「教育実習希望調査書」の提出

(1) 自己開拓の場合

実習校開拓の結果、内諾が得られたら「調査書」に必要事項を記入し、所定の期限までに教育支援課教職担当へ提出すること。

(2) 大学依存の場合（札幌、江別、小樽市立中学校）

「調査書」に必要事項を記入し、所定の期限までに教育支援課教職担当へ提出すること。
・受け入れ数が決まっているので、希望者が多いときは学内選考をする。

(3) 注意事項

- ① 開拓ができていない場合にも、備考欄に「交渉中」と記入して必ず提出すること。
- ② 取得見込免許状欄は、「調査書」の提出後に、免許種別の変更が生じることのないように履修計画を再点検し記入すること。

9. 教育実習（4年次）

〔主な流れ〕

- (1) 「履修登録」を必ずすること。（4月上旬）
- (2) 「教育実習事前指導」（6回）への出席〔無断欠席厳禁〕（4月～5月）
「教育実習実施依頼」を大学から各実習校へ送付する。
*添付書類：「教育実習生調査書」「教育実習生評価表」「教育実習生出勤簿」等
- (3) 「訪問指導教員」との連絡（4月中旬以降）
- (4) 挨拶及び打ち合わせのための実習校訪問
- (5) 教育実習の実施

教育実習を実施するにあたっては、実習校・実習生・大学間の連絡が特に重要である。

この連絡が密接に行われない場合、予期せぬことが発生した時の対処が遅れたり、実習が円滑に進まない等、貴重な実習の意義を損なうことにもなりかねない。実習生は自ら主体的に連絡することを心がけ、自分自身の教育実習に責任を持つ態度を貫くこと。

- (6) 実習終了後の挨拶等について
 - ① 実習終了後できるだけ早く、訪問指導教員の研究室へ行き、実習終了の報告をすること。
 - ② 実習終了後3日以内に、A館3階教職支援室へ実習終了の報告をすること。
 - ③ 実習終了後1週間以内に、学校長、学級指導教諭及び教科指導教諭宛に礼状を送付すること。
- (7) 「実習レポート」の提出（実習終了後1週間以内）

提出期限を厳守し、A館3階教職支援室へ提出すること。未提出の場合は、教育実習の単位を認定しない。なお、「実習日誌」は「教育実習事後指導」（12月上旬予定）で各自へ返却、「教員免許状」は卒業式終了後に授与する。

◎教育実習レポート作成・提出要領

次の要領で作成して提出すること。

1. 「ポータルサイト／HOME 共有ファイル／教職課程履修者向け／」からひな型ファイルをダウンロードし、ワードで作成すること。
 2. 次の項目を参考に作成すること。
 - イ. 実習校の概要
 - ロ. 実習への期待と実習後の感想
 - ハ. 実習において、次の諸点でどのような経験をしたか。
 - (1) 観察 (2) 参加 (3) 実習（授業実習）
 - ニ. 実習により特に学んだことは何か。（成果）
 - ホ. 実習を通して観察した教育の現場について、また、今日の学校教育のあり方についての感想・意見。
 3. 提出期限：実習終了後1週間以内
 4. 提出先：A館3階教職支援室
- (8) 「教育実習事後指導」（12月上旬1回）

その他留意事項

- (1) 実習日程が決定次第、「訪問指導教員」とA館1階教育支援課窓口へ連絡すること。
- (2) 実習により授業を欠席する場合は、必ず実習開始前に「実習科目等に関する実習期間証明」により、科目担当教員に欠席に関する配慮依頼を行うこと。
- (3) 実習期間が前期定期試験期間と重なり、試験を受けられない場合は、「試験欠席届（追試験願）」を指定された日時までにA館1階教育支援課窓口へ提出すること。なお、この場合「追試験料」は不要である。
- (4) 各自責任をもって「免許法」で定められた「法定単位」を満たしているかどうか、「卒業要件」を満たしているかどうかを十分確認すること。
- (5) 教職支援室及び教育支援課教職担当からの連絡は、所定の掲示やメール等で行うので、教育支援課・教職支援室前の掲示をよく見ること。
- (6) 教育実習や障害児教育実習、介護等体験において知り得たこと、またはそれぞれの実習先に関係する内容（具体的な学校名や学校の評判、実習中の様子等）をSNSやブログ等ネット上に書いたり投稿してはならない。

10. 教育実習に関する年間日程表

	3 年 次 対 象	4 年 次 対 象
4月	3年次ガイダンス 介護等体験説明会 教育実習希望調査書提出締切 (札幌市内等中学校希望者のみ)	「教育実習」履修登録+4年次ガイダンス 「教育実習事前指導」(6回)スタート 訪問指導教員決定(挨拶・打合せ) 実習校と事前打合せ
5月		教職課程履修費納入期限
6月		教育実習 (2~3週間) (実習期間は各学校により異なる)
7月	教育実習希望調査書提出締切 (札幌市内等中学校希望者以外)	教員採用候補者選考検査のための 模擬面接 教育実習レポート提出締切 (終了後1週間以内)
8月	教育実習校決定 (札幌市内等中学校希望者以外)	
9月		
10月	教育実習校へ正式依頼	
11月	教育実習3年次事前指導(2回) ※教育実習希望者は必ず出席すること。 ①教員採用候補者選考検査登録者の報告を聞く	教員免許状申請説明会
12月	②教育実習への準備と諸注意	「教育実習事後指導」(1回) 実習日誌返却
1月		
2月	札幌市立中学校希望者の教育実習校割当決定	
3月		教員免許状交付(卒業式)

※ 日程については変更する場合がありますので、掲示やお知らせに注意すること。

11. 介護等体験

1. 介護等体験とは？

義務教育段階の子どもたちに接する教員になろうとする者が、障害者やお年寄りに対する様々な援助の活動を通じて、人の心の痛みを理解し、人間一人ひとりが違った能力や個性を有しているということに目を開くことができるようになることをねらいとしている。

2. 介護等体験を行う人は？

中学校の教員免許状の取得を希望する者で、原則として3年次で行う。高校の教員免許を取得する場合は介護等体験は不要であるが、私立学校の場合は中高一貫教育の学校が多く中学校の免許を求められる場合もある。その点も考慮に入れておくこと。

また、下記に該当する者は、介護等体験が免除される。

(1) 中学校教諭免許状と特別支援学校教諭免許状を同時に申請する者

(2) 介護等に関する専門知識および技術を有する者

①保健師、助産師、看護師、准看護師、特別支援学校教員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士の免許を受けている者

②社会福祉士、介護福祉士の資格を有している者

(3) 身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者

身体障害者手帳の障害程度が1級から6級の者

3. 介護等体験の内容は？

(1) どこで行われるのか？

社会福祉施設は介護等体験を行う施設の種別・地域について第2希望まで出すことができる。ただし、希望を出しても実現するかどうかは定かではない。具体的な受け入れ施設については配布資料を参照すること。

特別支援学校(※)については、希望は聞き入れられない。社会福祉施設及び特別支援学校の割り当ての変更はできないので注意すること。

(2) いつ行われるのか？

社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間となっている。社会福祉施設は場所と同じく時期については、希望を出すことができるが、特別支援学校については希望は出せない。誰がどの時期にどの施設に行くのかは、通知があり次第教育支援課教職担当にて掲示するので見落としがないようにすること。

※年度によっては、小中学の特別支援学級で行うこともある。詳細については、4月に行われるガイダンスで説明があるため、必ず参加すること。

4. 介護等体験に行く心構え

一般的には「障害者、高齢者に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」（法1条）とされている。実際には、施設利用者の話し相手や散歩の付き添い、掃除や洗濯などの補助的業務から、施設職員と同じ内容の介護・介助を行う場合まで、受け入れ施設の方針によって相当異なる。

下記法律の趣旨を十分理解し、次の点に注意すること。

介護等体験特例法第1条

この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳および社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員として資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるために、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法の特例等を定めるものとする。

- (1) 介護等体験は、将来教員となる強い熱意を持った小学校および中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする者のために設けられた制度であり、単に免許状を取得するためだけの手段ではない。障害者や高齢者と触れあうことで、その体験を通して理解を一層深め、知識を身につける機会となる。
- (2) 介護等体験にあたっては、日本国憲法および教育基本法に示されている教育の理念や目的を深く認識し、人権尊重の精神に徹して、障害者や高齢者と接するように心がけること。障害者や高齢者の健全な発達や日常活動を阻害するような言動などがないように注意すること。
- (3) 介護等体験中は、実施施設の方針に従い、目的を持って積極的に取り組むこと。
- (4) 実施施設の規則は必ず守ること。
- (5) 介護等体験中に知り得た障害者や高齢者の個人情報、漏らしたりすることのないように厳守すること。
- (6) 実施施設の長は必要により、健康状態に関する診断書の提出や細菌培養検査の実施を求めることがある。
また、介護等体験中は特に健康・安全に注意し、終始良好な体調の下で取り組めるように心がけること。

これらの点に著しく違反し、実施施設の正常な活動に支障を来すと当該施設の長が判断したときは、介護等体験の中止又は介護等体験の証明が行われないことがある。

5. 介護等体験に至るまでの過程

4月上旬 ガイダンスで概要説明・必要書類の配布



事務手続き

- ・介護等体験申込書（社会福祉施設・特別支援学校）提出
- ・体験費用10,000円持参



事前指導

「介護等体験の心構えと実際」



5～6月 介護等体験受け入れ施設・学校の決定（随時）

（提示・メール連絡に注意!!）



介護等体験開始（社会福祉施設・特別支援学校）



「介護等体験事後レポート」と「介護等体験事後調査票」を体験実習終了後1週間以内に提出。（A館3階教職支援室）

6. その他留意事項

- (1) 介護等体験に関して、個人で施設や学校に問い合わせたり、実施の依頼をすることはできない。必ず大学を通して行う。
- (2) 申し込みは年1回。年度途中からの実習希望は認められないので、今年度において中学校免許状申請を予定している者は必ず申し込むこと。
- (3) 体験（実習）先決定後の実習先変更はできない。
また、実施期日の決定後、やむを得ない事情によりその期日に介護体験を行うことができなくなった場合は、大学を通じ速やかに当該施設に連絡することになる。
- (4) 介護等体験により授業を欠席する場合は、必ず介護等体験前に「実習科目等に関する実習期間証明」により、科目担当教員に欠席に関する配慮依頼を行うこと。
- (5) 『介護等体験事前調査票』をガイダンス終了後に、『介護等体験事後レポート』と『介護等体験事後調査票』を福祉施設と特別支援学校の実習終了後1週間以内に提出すること。提出先はA館3階教職支援室。
なお、ガイダンスの出欠と『事前調査票』、『事後調査票』、『事後レポート』の受け付け時に『介護等体験事前事後指導調査票』に確認印を押印する。
『介護等体験事前事後指導調査票』は、(6)の『介護等体験実施証明書』と併せて免許状申請時に提出すること。確認印がない場合は、免許状申請ができないので注意すること。
- (6) 介護等体験を終了したら、『介護等体験実施証明書』に受け入れ施設の長・学校長の証明をもらうこと。これは、免許状申請時に提出しなければならないので、それまで各自で保管すること（再発行はできない）。
- (7) 教育実習や障害児教育実習、介護等体験において知り得たこと、またはそれぞれの実習先に関係する内容（具体的な学校名や学校の評判、実習中の様子等）をSNSやブログ等ネット上に書いたり投稿してはならない。
- (8) 不明な点はA館1階教育支援課窓口まで問い合わせること。

【参考】

1) 社会福祉施設について

(1) 施設の主な目的

- 保護
- 生活支援
- 自立支援（授産）
- 治療・療育

(2) 施設措置の対象

- 保護を必要とする乳児，児童
- 生活支援を必要とする児童，母子家庭，高齢者及び障害者
- 自立にむけて職業教育や更生に必要な知識，技術及び訓練を必要とする主に障害者
- 家庭での養育が困難と思われる障害児

(3) 主な施設

- 保護施設…乳児院，児童養護施設，各障害別養護施設等
- 生活支援…老人施設，母子生活支援施設，救護施設等
- 自立支援…児童自立支援施設，各障害者更生及び授産施設，生活保護法による施設
- 治療・教育…各障害児に対する療育施設

(4) 利用形態

- 入園，入所
- 通園，通勤

2) 特別支援学校について

(1) 種類

平成19年4月1日から，従来特殊教育諸学校であった盲学校・聾学校・養護学校が名称を1本化し，特別支援学校となった。しばらくは，旧来の盲・聾・養護（知的障害，肢体不自由，病弱）の体制を残しつつ，名称は特別支援学校となる。

参考（旧学校教育法）

特殊教育諸学校

- 盲学校
- 聾学校
- 養護学校（知的障害，肢体不自由，病弱）

(2) 北海道で介護等体験ができる特別支援学校

知的障害と視覚障害（盲），聴覚障害（聾）を対象としている特別支援学校

(3) 対象となる児童・生徒

- 視覚に障害のある児童・生徒
- 聴覚に障害のある児童・生徒
- 知的障害のある児童・生徒
- 肢体の運動障害のある児童・生徒
- 病気等により長期の医療や生活規制の必要な児童・生徒

12. 障害児教育実習の履修

- (1) 障害児教育実習は、3年次（5月～12月下旬）に2～3週間行われる。
- (2) 2・3年次において、39ページ記載の日程表によりガイダンス及び講義を行うので、「障害児教育実習」を希望する学生は、必ず出席しなければならない。
- (3) ガイダンス及び講義では、実習の留意事項、実習日誌の記入方法等の説明及び訪問指導教員の発表を行う。
- (4) 「障害児教育実習希望調査書」を指定された期日（障害児教育実習の前年度）までに提出しなければならない。
- (5) 障害児教育実習校への受け入れ依頼は、上記（4）の「希望調査書」に基づいて調整し、大学から各実習校へ依頼する（大学経由）。
- (6) 「障害児教育実習」履修のための条件
 - ① 「教育学」、「教職入門」、「教育行政論」、「教育心理学」、「特別支援教育概論」の単位を原則として修得していること。
 - ② 「知的障害教育方法論Ⅰ」、「知的障害教育方法論Ⅱ」、「肢体不自由教育方法論」、「病弱教育方法論」の単位を原則として修得していること。

13. 障害児教育実習

1. 2年次（実習校の決定）

(1) 決定の時期

2月下旬から3月中旬

(2) 決定の方法

障害児教育実習希望者は、大学経由で申請することになる。下記（3）の「障害児教育実習希望調査書」に基づいて大学で調整し、大学から各実習校へ依頼して割り当てを決定する。なお、特別支援学校の実習生受入れ人数に上限があることから、希望者全員が障害児教育実習にいけるとは限らない。学校選考や調整により、当該年度の実習が不可になる場合もありうる。

(3) 「障害児教育実習希望調査書」の提出

「障害児教育実習希望調査書」に必要事項を記入して、所定の期日までにA館1階教育支援課窓口へ提出すること。

2. 3年次

〔主な流れ〕

- (1) 「履修登録」を必ずすること。（4月上旬）
- (2) 「障害児教育実習」（事前指導）への出席〔無断欠席厳禁〕
- (3) 「訪問指導教員」との連絡
- (4) 挨拶及び打合せのための実習校訪問
- (5) 障害児教育実習の実施

障害児教育実習を実施するにあたっては、実習校・実習生・大学間の連絡が特に重要である。この連絡が密接に行われない場合、予期せぬことが発生した時の対処が遅れたり、実習が円滑に進まない等、貴重な実習の意義をそこなうことにもなりかねない。実習生は

自ら主体的に連絡することを心がけ、自分自身の障害児教育実習に責任を持つ態度を貫くこと。

(6) 実習終了後の挨拶等について

- ① 実習終了後1週間以内に、学校長、学級指導教諭宛に礼状を送付すること。
- ② 実習終了後1週間以内に、訪問指導教員の研究室へ行き、実習終了の報告をすること。
- ③ 実習終了後1週間以内に、A館3階教職支援室へ実習終了の報告をすること。

(7) 「障害児教育実習レポート」の提出（実習終了後1週間以内）

提出期限を厳守し、A館3階教職支援室へ提出すること。未提出の場合は、障害児教育実習の単位を認定しない。なお、「特別支援教育実習日誌」は、「障害児教育実習報告会（事後指導）」で各自に返却する。「教員免許状」は卒業式終了後に授与する。

◎障害児教育実習レポート作成・提出要領

次の要領で作成して提出すること。

1. 「ポータルサイト／HOME 共有ファイル／教職課程履修者向け／」からひな型ファイルをダウンロードし、ワードで作成すること。
2. 次の項目を参考に作成すること。
 - イ. 実習校の概要
 - ロ. 実習への期待と実習後の感想
 - ハ. 実習において、次の諸点でどのような経験をしたか。
 - (1) 観察 (2) 参加 (3) 実習（授業実習）
 - ニ. 実習により特に学んだことは何か。（成果）
 - ホ. 実習を通して観察した教育の環境について、また、今日の学校教育のあり方についての感想・意見。
3. 提出期限：実習終了後1週間以内
4. 提出先：A館3階教職支援室

(8) 「障害児教育実習報告会（事後指導）」（1月中旬）

その他留意事項

- (1) 実習日程が決定次第、「訪問指導教員」とA館1階教育支援課窓口へ連絡すること。
- (2) 実習により授業を欠席する場合は、必ず実習開始前に「実習科目等に関する実習期間証明」により、科目担当教員に欠席に関する配慮依頼を行うこと。
- (3) 実習期間が前期末試験期間と重なり、試験を受けられない場合は、「試験欠席届（追試験願）」を指定された日時までにA館1階教育支援課窓口へ提出すること。なお、この場合「追試験料」は不要である。
- (4) 各自責任をもって「免許法」で定められた「法定単位」を満たしているかどうか、「卒業要件」を満たしているかどうかを十分確認すること。
- (5) 教職支援室及び教育支援課教職担当からの連絡は、すべて所定の掲示やメール等で行うので、教育支援課・教職支援室前の掲示をよく見ること。
- (6) 教育実習や障害児教育実習、介護等体験において知り得たこと、またはそれぞれの実習先に関係する内容（具体的な学校名や学校の評判、実習中の様子等）をSNSやブログ等ネット上に書いたり投稿してはならない。

14. 障害児教育実習に関する年間日程表

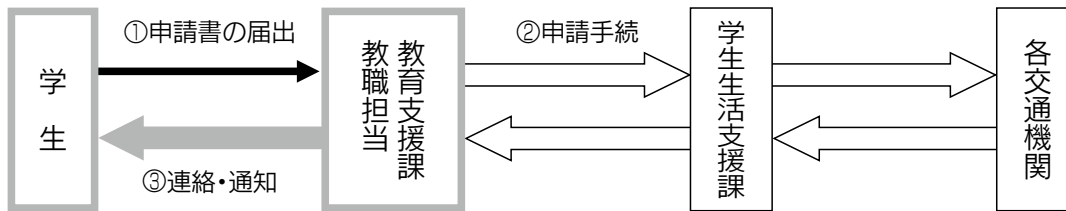
	2 年 次 対 象	3 年 次 対 象
4月	障害児教育実習ガイダンス 障害児教育実習希望調査書提出締切	「障害児教育実習」履修登録 障害児教育実習（事前指導）
5月		訪問指導教員決定（挨拶・打合せ） 実習校と事前打合せ 障害児教育実習期間（2～3週間） （実習期間は各学校により異なる）
6月		
7月		障害児教育実習レポート提出 （終了後1週間以内）
8月		
9月	面接（実習校希望の確認等）	
10月		
11月		
12月		
1月	障害児教育実習報告会	障害児教育実習報告会（事後指導） 実習日誌返却
2月	実習校割当決定	
3月		

※日程については変更する場合がありますので、掲示やお知らせに注意すること。

※実習前のガイダンス及び実習後の報告会は、「事前・事後指導」として「障害児教育実習」3単位の中に含まれるので、必ず出席すること。

15. 教育実習定期券申請

- (1) 教育実習・障害児教育実習に伴う定期券の申請ができる（科目等履修生を除く）。
- (2) 申請手続き



- ① 事前に当該交通機関で料金を調べ所定の「教育実習定期券申請書」に必要事項を記入し、指定された期限までにA館1階教育支援課窓口へ提出すること。
- ② 実習先が近距離でICカードなどを利用した方が有益の場合もあるので料金の差額を計算した上で申請すること。
- ③ 申請後は教育支援課教職担当が取りまとめ学生生活支援課を経由して各交通機関へ申請手続きを行う。
- ④ 各交通機関から許可がおりたら当該学生へ掲示にて呼び出すので、教育支援課教職担当で購入方法の説明を受けること。
- ⑤ 定期券購入の際は学生証持参の上、定期券窓口売場で購入すること。購入時持参する書類及び購入方法は以下のとおりである。

交通機関名	持参書類	購入指定営業所等
札幌市交通事業振興公社 (札幌市交通局)	学生証 通学証明書（新年度オリエンテーション資料に同封） *紛失等は、事前にA館1階学生生活支援課◎番窓口で再発行願を申請すること	*全定期券発売所で購入可。 *使用開始日の10日前から購入可。 *購入時に申請済である旨伝える。 *購入時に定期券発売所にある申込書への記入必要。 *各社バスとの乗継ぎの場合は、申込書にバス利用区間も記入する。
北海道旅客鉄道	学生証 実習通学証明書	*各自の指定された駅 *使用開始日の7日前から購入可
中央バス	学生証 通学定期券購入申込書	*最寄の定期券売り場 *申込書の生年月日、性別、区分欄は各自記入のこと。 *使用開始日の10日前から購入可
ジェイ・アール北海道バス	学生証 実習通学証明書	*各自の指定された駅 *使用開始日の7日前から購入可

(3) 申請書受付期限

申請書の教育支援課教職担当への提出締切日は、各交通機関から申請の許可がおりるまで数週間かかることから、実習開始日の1カ月前までとしている。期限を厳守して提出すること。

(4) 留意事項

- ① 申請後、実習校の都合により「実習期間の変更」が生じた場合は、速やかに教育支援課教職担当に報告すること。
- ② 申請期限後に、実習校から実習期間の連絡があった場合は、申請書の仮受けを行う。
※1 定期券の購入が可能となった場合のみ正式に受け付けるので、※2 速やかにA館1階教育支援課窓口に出すこと。

※1 当該交通機関窓口にて、定期券の購入が可能かどうかを大学から問い合わせします。

※2 「呼び出し掲示」で受付日を指定します。

指定日を過ぎた場合は、無効となりますので注意して下さい。

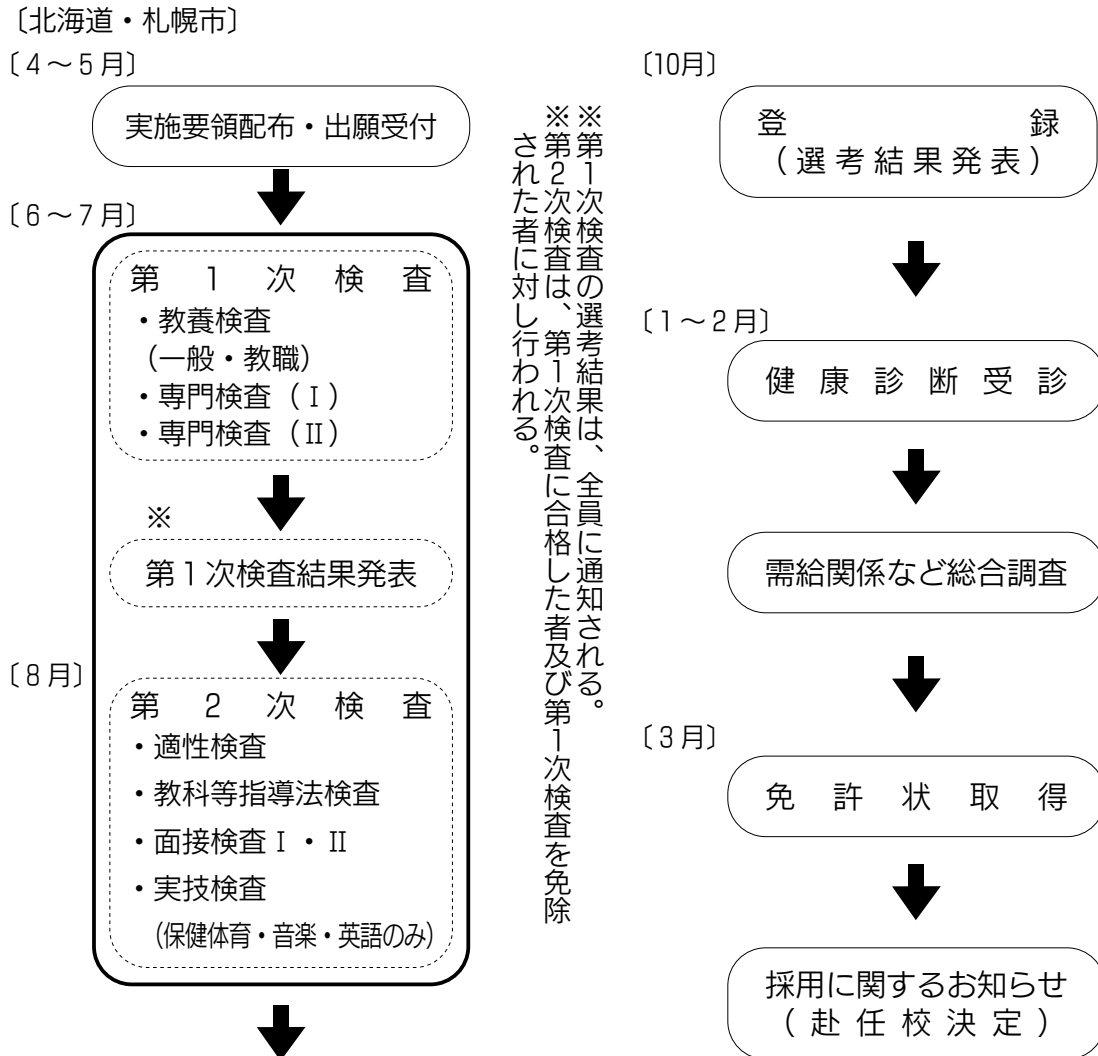
16. 教員採用候補者選考検査

I. 公立学校教員

(1) 出願から採用決定まで

公立学校教員を希望する学生は、各都道府県教育委員会（政令指定都市は市の教育委員会）が実施する教員採用候補者選考検査を受検しなければならない。

筆記検査、面接検査、健康審査等に合格すると「採用候補者名簿」に登録され、この名簿に載った者が採用されるが、登録が直ちに採用を意味するものではない。



(2) 教員採用候補者選考検査の内容

教員採用候補者選考検査の内容は、都道府県・年度によって多少の違いはあるが、一般的には、第1次検査で筆記検査を行い、その合格者及び第1次検査免除者に対して、第2次検査を行う。第2次検査は、適性検査、面接、論文検査、実技を実施するところが多い。

（北海道・札幌市は、YG性格検査がある。）

各教育委員会の定めた推薦条件に該当する者を大学が推薦する制度を導入している教育委員会があるが、試験の合格を保証するものではなく、試験の一部免除等の取扱いを受けられ

る制度である（北海道・札幌市は、この制度を設けていない）。大学推薦は、送付された募集要項の就職支援課及び教職支援室への掲示により募集する（大学へ募集要項を送付しない教育委員会もあるため、就職支援課に問い合わせること）。

なお、採用候補者選考検査の形式は、年度によって若干の変更がある。4年次のみならず、3年次から第1次の教養検査を受けることができる大学3年次プレ選考等も実施されているため、事前に要項等で確認するなど、早い時期から準備をしておくこと。

※詳細は、北海道・札幌市教育委員会のホームページの実施要領等を各自で確認すること。
なお、不明点がある場合には、就職支援課又は教職支援室へ問い合わせること。

II. 私立学校教員

私立学校の教員採用はそれぞれの学校が独自で行っており、特に卒業生や縁故採用で充足するところも多い。知人の紹介での採用、その学校の出身者からの採用、大学に求人がある場合など、いろいろなケースがあるので希望者は早くから出身校等に依頼しておく他、直接、学校を訪問して採用の有無を確かめることが必要となる。

また、「私立学校教員適性検査」という形で、自治体と私立学校が共同して試験を実施しているところもある。

その他、各都道府県にある私立学校団体で就職関係書類を受理するところがある。

なお、以下のHPにも私立学校教員の採用情報が掲載されているため、私立学校教員に興味のある学生は、各自で必ず確認し、不明点等があれば就職支援課及び教職支援室に確認すること。

- ・北海道私立中学高等学校協会・・・<https://www.doshigaku.jp>
- ・一般社団法人日本私学教育研究所・・・<https://www.shigaku.or.jp/index.html>
- ・キリスト教学校教育同盟・・・<https://www.k-doumei.or.jp>

また、就職支援課及び教職支援室内には本学に各私立学校から本学に届いた求人情報が掲載されているため、各自で確認すること。

17. 聖徳大学との提携による小学校教諭免許状取得プログラム

1. プログラムの目的と趣旨

聖徳大学との提携による「小学校教諭免許状取得プログラム」（以下、「小免プログラム」と略する。）の目的は、本学学生の小学校教諭の免許取得へのニーズに応えるために、本学在学中に小学校教諭の一種又は二種免許状の取得に必要な単位修得を支援することである。

従来、本学在学中に小学校教諭免許状を取得するには小学校教員資格認定試験に合格する以外になく、小学校教諭になることを希望した多くの先輩は卒業後に他大学の通信教育課程等で学び、免許状を取得してきた。小免プログラムは聖徳大学通信教育部が提供する小学校教諭免許状の取得に必要な単位を科目等履修生として履修するもので、本学卒業直後に小学校教諭免許状の取得が可能となる。

ただし、そのためには本学の卒業単位と中学校教諭一種免許状の取得に必要な教職課程の単位を修得した上、小免プログラムの単位を修得しなければならない。経済的にも、本学の学費

に加えて出費が必要であり、面接授業（スクーリング）出席のための交通費や滞在費も必要となる。

また、安易な気持ちで取り組んだり、逆に過密な学習計画を立てたりして、本学学生としての本業が疎かになったり、提携先の聖徳大学に迷惑や負担をかけるようなことは避けなければならない。そこで、小免プログラムではいくつかの出願条件を設けている。他方、学生の負担ができる限り軽減されるよう、履修モデルの設定や履修指導の支援も行うことになっている。学生諸君はこれらの趣旨を十分に理解した上で、小免プログラムに出願・参加すること。

2. プログラムの概要

小免プログラムは本学の教職課程を履修するとともに、聖徳大学の通信教育部の科目等履修生として学ぶことで、小学校教諭免許状の取得に必要な単位を修得することができるよう支援するものである。小学校教諭一種・二種免許状の取得には以下のとおり単位を修得しなければならない。

免許法施行規則に定める小学校教諭免許状取得に必要な単位数

基礎資格		本学における最低必要単位数						合計
		免許法施行規則第66条の6					介護等体験	
		日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	教科及び教職に関する科目		
一種	学士の学位を有すること	2	2	2	2	○	59	67
二種	短期大学士の学位以上の資格を有すること	2	2	2	2	○	37	45

ただし、「教職に関する科目」のうち、教育職員免許法施行規則第2条表備考11によって、他の学校種の教職課程で修得した単位を15単位（二種の場合は13単位）まで使用することができる。「免許法施行規則第66条の6に定められる科目」についても同様に使用できる。また、介護等体験についても、中学校教諭一種免許状の取得の際に本学で行う。したがって、聖徳大学から修得する単位数は約45単位（二種の場合は約30単位）となる。

小免プログラムでは本学学生としての本業が疎かになることのないよう、1年間の履修科目をあらかじめ設定し、2年次から4年次までの3年間で単位を修得することを原則としている。この要項にある出願条件を満たし、本学の選考（面接）に合格した学生は本学との提携により聖徳大学の通信教育部の科目等履修生として登録された後、それぞれの科目の学習を進めていくことになる。

単位の修得方法は次のとおりである。

通信授業では聖徳大学から送付された教材により学習し、所定のレポートを提出して合格した後、科目終了試験を受験して合格することにより単位を修得する。科目終了試験は年10回、在宅（Web）試験にて実施されている。実習の内容を含む科目については、一部または全部がスクーリングで行われる。これらの科目はオンライン科目と千葉県聖徳大学松戸キャンパスに行き受講する松戸開講科目がある。その他、小学校での2週間の教育実習を行う。教育実習校は基本的に実習を行う前年度に各自の出身小学校を訪問して内諾を得ることになるが、本学

としても個別の相談に応じる。

なお、本学の小免プログラムで中学校の教職科目の単位を使用することができるのは、中学校の教員免許状をすでに取得しているか、中学校と小学校の免許状を同時に申請する場合に限られる。したがって、中学校の免許状が取得できない場合は小学校教諭の免許状を取得できないので注意すること。

3. プログラムの募集人数

20名

4. プログラムへの参加条件

希望者は毎年11月下旬～12月上旬頃に実施する小免プログラムに関する説明会に参加すること。小免プログラムに参加できるのは、以下の出願条件を満たし、かつ本学の選考（面接）に合格した者とする。

1. 本学の2年次正規学生（編入学生は不可）で、中学校教諭一種免許状（英語または社会）を取得する課程を履修し、1年次配当の教職入門2単位、教育学2単位を修得した者。
2. 1年次の修得単位が年間履修上限単位数の75%以上であり、その年度GPAが2.0以上の者。
3. 教職に就くことを強く志望し、教員採用候補者選考検査を受検することを誓約する者。

※聖徳大学入学願書申込後（2月下旬）、免許種の変更（小学校教諭一種免許から二種免許への変更、またはその逆の変更）は行えない為、申込内容をよく確認の上手続きを行うこと。

5. 受講科目の概要と履修方法

小免プログラムの受講科目は大きく分けて以下のとおりとなる。

【一種の場合】

- ① 「教科及び教科の指導法に関する科目」30単位
- ② 「教育の基礎的理解に関する科目」10単位
- ③ 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」10単位
- ④ 「教育実習5単位（事前自事後指導の1単位を含む。）」
- ⑤ その他に①～④から2単位

- 教科に関する科目の「国語（書写含む）」、「社会」、「算数」、「理科」、「生活」、「家庭」、「外国語」は必ず履修すること。
- 「教育課程論」、「特別支援教育総論」、「国語科教育法Ⅰ」、「国語科教育法Ⅱ」、「社会科教育法」、「算数科教育法Ⅰ」、「算数科教育法Ⅱ」、「理科教育法」、「生活科教育法」、「家庭科教育法」、「音楽科教育法」、「図画工作科教育法」、「体育科教育法」、「外国語教育法」は必ず履修すること。
- 「道徳教育の指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」、「教育方法・情報通信技術活用論」については、本学の教職課程でも同等の科目を履修するが、初等教育における道徳教育や教育方法についての理解を深める主旨から、本学の科目とは別に、必ず履修すること。

- ・「生徒指導(進路指導を含む)」、「教育相談」の2科目のうちいずれか1科目を履修すること。
- ・「教育実習」については、小学校での2週間の「初等教育実習」と教育実習の「事前・事後指導」となる。「事前・事後指導」はスクーリングへの参加をもって行われる。

小免プログラムでは、

- ① 無理のない履修計画によって本業との両立を図ること
 - ② 系統的に学ぶことによって知識の定着を図ること
を考慮して、以下のモデルを基本的な「履修モデル」とする。
- 1年目(本学2年次)は主として教科に関する科目を履修する。
「国語(書写含む)」、「社会」、「算数」、「理科」、「生活」、「家庭」、「外国語」：7科目
「教育課程論」「道徳教育の指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」、
「教育方法・情報通信技術活用論」、「特別支援教育総論」：6科目
- 2年目(本学3年次)は主として教科教育法に関する科目を履修する。
「国語科教育法Ⅰ」、「国語科教育法Ⅱ」、「社会科教育法」、「算数科教育法Ⅰ」、「算数科教育法Ⅱ」、
「理科教育法」、「生活科教育法」、「家庭科教育法」、「音楽科教育法」、「図画工作科教育法」、
「体育科教育法」、「外国語教育法」：12科目
「生徒指導(進路指導を含む)」、「教育相談」のいずれか1科目
- 3年目(本学4年次)
「初等教育実習」、「事前・事後指導」：2科目

「実習事前指導及び実習事後指導」は聖徳大学にて春期に受講する。

「初等教育実習」を行うためには、聖徳大学通信教育部の「教科に関する専門的事項」10単位以上及び「各教科の指導法」8単位以上を修得し、さらに、本学の教職課程における「教育実習」の履修要件を満たしている必要がある。

【二種の場合】

- ① 「教科及び教科の指導法に関する科目」16単位
- ② 「教育の基礎的理解に関する科目」6単位
- ③ 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」6単位
- ④ 「教育実習5単位(事前自事後指導の1単位を含む。)」
- ⑤ その他に①～④から2単位

- ・教科に関する科目の「国語(書写含む)」、「算数」、「外国語」は必ず履修すること。
- ・「教育社会学」「教育課程論」、「特別支援教育総論」、「国語科教育法Ⅰ」、「国語科教育法Ⅱ」、
「理科教育法」、「算数科教育法Ⅰ」、「算数科教育法Ⅱ」、「音楽科教育法」、「体育科教育法」、
「外国語教育法」は必ず履修すること。
- ・「道徳教育の指導法」、「教育方法・情報通信技術活用論」、「生徒指導(進路指導を含む)」、
「教育相談」については、本学の教職課程でも同等の科目を履修するが、初等教育における道徳教育や教育方法についての理解を深める主旨から、本学の科目とは別に、必ず履修

すること。

- ・「教育実習」については、小学校での2週間の「初等教育実習」と教育実習の「事前・事後指導」となる。「事前・事後指導」はスクーリングへの参加をもって行われる。

一種免許と同様に以下のモデルを基本的な「履修モデル」とする。

○1年目（本学2年次）は主として教科に関する科目を履修する。

「国語（書写含む）」、「算数」, 「外国語」：3科目

「道徳教育の指導法」, 「教育方法・情報通信技術活用論」, 「教育社会学」, 「教育課程論」, 「特別支援教育総論」：5科目

○2年目（本学3年次）は主として教科教育法に関する科目を履修する。

「国語科教育法Ⅰ」, 「国語科教育法Ⅱ」, 「理科教育法」, 「算数科教育法Ⅰ」, 「算数科教育法Ⅱ」, 「音楽科教育法」, 「体育科教育法」, 「外国語教育法」：8科目

「生徒指導（進路指導を含む）」, 「教育相談」：2科目

○3年目（本学4年次）

「初等教育実習」, 「事前・事後指導」：2科目

「実習事前指導及び実習事後指導」は聖徳大学にて春期に受講する。

「初等教育実習」を行うためには、聖徳大学通信教育部の「教科に関する専門的事項」4単位以上、教職に関する科目2単位以上及び「各教科の指導法」8単位以上を修得し、さらに、本学の教職課程における「教育実習」の履修要件を満たしている必要がある。

6. プログラムに関わる経費について

スクーリングにかかる交通費・宿泊費を除いた小免プログラムに要する費用は以下のとおりである。

【一種の場合】

内訳	金額
選考料（注1）	10,000円
入学金・登録料（注2）	50,000円
課程履修費（注3）	60,000円
受講料（1単位あたり）10,000円×43単位（注4）	430,000円
スクーリング受講料（1科目あたり）6,000～13,000円×16科目（注5）	約128,000円
合計（※スクーリングにかかる交通費・宿泊費をのぞく）	約678,000円

【二種の場合】

内訳	金額
選考料（注1）	10,000円
入学金・登録料（注2）	50,000円
課程履修費（注3）	60,000円
受講料（1単位あたり）10,000円×30単位（注4）	300,000円
スクーリング受講料（1科目あたり）6,000～13,000円×8科目（注5）	約64,000円
合計（※スクーリングにかかる交通費・宿泊費をのぞく）	約484,000円

注1：聖徳大学への出願時に納入。

注2：本学在学中有効。初年度に納入。

注3：実習費を含む。初年度に納入。

注4：一部の科目については教材費が必要な場合がある。履修年度ごとに前年度末に納入。

注5：スクーリング申込後に納入。

他にはレポートの郵送料や教員免許申請時の単位修得証明書の発行手数料（300円）も必要となる。

なお、卒業までにすべての単位を修得できなかった場合、卒業後に2年間のみ小免プログラムを継続することができる。継続料は2年間で5万円である。

また、聖徳大学でのスクーリング時は近隣の宿泊施設での滞在となる（学生寮は利用不可）。

7. プログラムの流れ

予定月	内容
11月下旬～12月上旬	小免プログラム参加希望学生への説明会
1月下旬	小免プログラムへの学内出願受付
2月	出願学生の選考（面接）
2月中旬～下旬	小免プログラム選考結果連絡 聖徳大学への出願説明会
4月	学習開始 レポートの提出 科目終了試験
8月	夏期スクーリング
3月	春期スクーリング

※本学1年次の段階での申込みが必須のため、注意すること。

8. 教員免許状の申請について

小学校教諭免許状については、本学卒業後に所轄の都道府県教育委員会へ個人申請することにより免許状が授与される。個人申請は、居住地の都道府県教育委員会に申請を行うことになるが、都道府県により個人申請の受付方法や必要な書類が異なる場合もあるので、詳細を必ず

確認すること。

なお、北海道教育委員会に申請する場合は、本学で実施する教員免許状授与申請の説明会に出席すること。

※個人申請となるため、4年生の時期に個人申請をした場合でも、小学校教諭免許状免許状が授与されるのは、翌年度5月頃となる。

9. その他留意事項

初等教育実習や介護等体験において知り得たこと、またはそれぞれの実習先に関する内容（具体的な学校名や学校の評判、実習中の様子等）をSNSやブログ等ネット上に書いたり投稿してはならない。

10. 聖徳大学について

聖徳大学の設立母体である東京聖徳学園は、1933年創立の聖徳家政学院と新井宿幼稚園に端を発し、幼児教育と女子教育に特に力を注ぎ、「保育の聖徳」として知られている。1965年に短期大学、1990年に聖徳大学、1998年に聖徳大学大学院が開設され、幼稚園から小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学・大学院に至る教育体系を完備した。

アクセス：JR常磐線・地下鉄千代田線・新京成線の松戸駅下車，徒歩5分

URL：<http://www.seitoku.jp/>

※入学願書申込後（2月下旬）、免許種の変更（一種から二種の変更、またはその逆の変更）は行えません。

2024年度～適用カリキュラム表【一種の場合】

科目区分	法定単位	授業科目	単位数		履修年次	履修	北星修得単位使用	
			通信	面接				
①教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	初等教科研究・国語(書写含む)	2		2	必修		
		初等教科研究・社会		1		必修		
		初等教科研究・算数	2			必修		
		初等教科研究・理科	1			必修		
		初等教科研究・生活		2		必修		
		初等教科研究・家庭		1		必修		
		初等教科研究・外国語	1			必修		
	(情報機器及び教材の活用を含む) 各教科の指導法	30	国語科教育法Ⅰ	1		3		必修
			国語科教育法Ⅱ		1			必修
			社会科教育法	1	1			必修
			算数科教育法Ⅰ	1				必修
			算数科教育法Ⅱ		1			必修
			理科教育法	1	1			必修
			生活科教育法	1	1			必修
			音楽科教育法	1	1			必修
			図画工作科教育法	1	1			必修
			家庭科教育法	1	1			必修
			体育科教育法	1	1			必修
			外国語教育法	1	1			必修
			教科及び教科の指導法に関する科目計					
②教育の基礎的理解に関する科目	10	特別支援教育総論	2		2	必修	8	
		教育課程論	2			必修		
教育の基礎的理解に関する科目計						4	8	
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	道徳教育の指導法	1	1	2	必修	2	
		総合的な学習の時間の指導法	1	1		必修		
		特別活動の指導法	1			必修		
		教育方法・情報通信技術活用論	1	1		必修		
		生徒指導（進路指導を含む）	2		3	選択必修		
		教育相談	2					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目計						9	2	
④教育実践に関する科目	教育実習	5	初等教育実習Ⅰ		1	3・4	必修	2
			初等教育実習Ⅱ		2	4	必修	
	教職実践演習	2					2	
教職実践に関する科目計						3	4	
大学が独自に定める科目	2	①～④でそれぞれ示された法定単位数修取後の余剰分						
総計	59						46	14

2024年度～適用カリキュラム表【二種の場合】

科目区分		法定単位	授業科目	単位数		履修年次	履修	北星修得単位使用	
				通信	面接				
①教科及び教科の指導法に関する科目	専門的事項 教科に関する	16	初等教科研究・国語(書写含む)	2		2	必修		
			初等教科研究・算数	2			必修		
			初等教科研究・外国語	1			必修		
	(情報機器及び教材の活用を含む) 各教科の指導法		国語科教育法Ⅰ	1		3	必修		
			国語科教育法Ⅱ		1		必修		
			理科教育法	1	1		必修		
			算数科教育法Ⅰ	1			必修		
			算数科教育法Ⅱ		1		必修		
			音楽科教育法	1	1		必修		
			体育科教育法	1	1		必修		
			外国語教育法	1	1		必修		
教科及び教科の指導法に関する科目計							17		
②教育の基礎的理解に関する科目		6	教育社会学	1		2	必修	6	
			特別支援教育総論	2			必修		
			教育課程論	2			必修		
教育の基礎的理解に関する科目計							5	6	
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		6	道徳教育の指導法	1	1	2	必修	2	
			教育方法・情報通信技術活用論	1	1		必修		
			生徒指導(進路指導を含む)	2		3	必修		
			教育相談	2			必修		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目計							8	2	
④教育実践に関する科目		5	初等教育実習Ⅰ		1	3・4	必修	2	
			初等教育実習Ⅱ		2		4		必修
		教職実践演習	2						2
教職実践に関する科目計							3	4	
大学が独自に定める科目		2	①～④でそれぞれ示された法定単位数修取後の余剰分						
総計		37						33	12

資料1

教育実習事前事後指導の授業を欠席・遅刻・早退する
学生は、この用紙を教職支援室へ提出すること。
3回以上欠席した場合単位を認定しない。

教育実習事前事後指導（火 I 講目）
欠席 ・ 遅刻 ・ 早退 届

いずれかに○をつける

※ 実習による欠席については、提出しなくてよい。

(届出日) 20__年__月__日

学科：英文 心コミ 経済 経情 経法 社福 計画 臨床 心理 科目等

いずれかに○をつける

学籍番号_____ 氏名_____

欠席日時 : _____月_____日 (_____) _____講目

遅刻・早退日時 : _____月_____日 (_____) _____ : _____ ~ _____ :

欠席・遅刻・早退理由 (具体的に記入すること)

教育実習中の授業連絡について

教育実習中の授業についての連絡（記載例）

訪問指導御担当 ○○△△ 先生へ

教育実習生 **北星 ます**

教育実習校 **北星学園女子中学高等学校**

教科・科目名 **英語**

実習校所在地 **札幌市中央区南4条西17丁目2-2**

教科指導教諭 **◇◇○○先生**

※本様式をFAXにて送信する場合は、
011-896-8552 の番号へ送信すること。

校 長 **△△○○先生**

電 話 **011-345-1234**

※大学の訪問指導教員が、訪問予定について直接実習校に連絡をする必要がある場合には、右の「連絡先教諭」に氏名を記載すること。

連絡先教諭 **◇◇○○先生**

授業開始時間・
終了時間を必ず
記入すること

	6/13(月)	6/14(火)	6/15(水)	6/16(木)	6/17(金)	6/18()
1 8:40~9:30			2年1組			
2 9:40~10:30		2年2組			2年1組	
3 10:40~11:30	2年4組					
4 11:40~12:30				2年4組		
5 13:30~14:20		2年4組				
6 14:30~15:20						
7 15:30~16:20			2年3組			

はクラス名です。

は研究授業です。

伝言

研究授業は6月16日(木)の4時間目(11:40~12:30)になりました。
訪問指導に来ていただける先生から直接実習校に「来学予定時間・氏名等」を電話にて連絡してくださいとのことでした。
お手数をかけますが、上記連絡先教諭の先生にご連絡をお願いします。

まだまだ、至らない点もありますが、精一杯授業を行いたいと思っています。
よろしくお願いたします。

※大学教員の訪問予定について、
大学教員から直接学校へ連絡が

必要 (どちらかに✓を入れる)
 不要

チェックを忘れずに！

大学の訪問指導教員には、各自実習前・実習中にしっかりと連絡を取り合い、最終週の時間割が分かり次第、下記のいずれかの方法等で速やかにこの用紙の内容を伝えること。

- ① 各自の端末で本様式に直接打ち込み作成・メール添付で送信
- ② ダウンロードした本様式に手書きで書き込み、それを写真に撮りメールに添付して送信
- ③ ダウンロードした本様式に手書きで書き込み、実習校のFAXを借りて上記の番号に送信

※大学の訪問指導教員が決まったら、まずは挨拶の連絡を忘れないように。
メール等で必ずすぐに連絡をしてください。

★最終週の時間割が分かり次第、速やかに
大学の訪問指導教員に上記様式の内容を伝えること！

資料3

年度別教職科目履修者数

	22年度	23年度	24年度	25年度
教 職 入 門	94	75	111	72
教 育 学	96	83	117	81
教 育 史	23	20	16	12
教 育 心 理 学	127	153	228	240
特 別 支 援 教 育 概 論	71	79	61	99
教 育 行 政 論	87	80	67	102
教 育 社 会 学	33	21	27	13
英 語 科 教 育 法 I	14	21	24	21
英 語 科 教 育 法 II	14	22	23	20
社 会 科 教 育 法 I (地 理 歴 史)	36	27	27	27
社 会 科 教 育 法 II (公 民)	35	30	30	30
地 理 歴 史 科 教 育 法	11	7	4	8
公 民 科 教 育 法	31	26	26	22
商 業 科 教 育 法 I	0	1	1	1
商 業 科 教 育 法 II	0	1	1	1
情 報 科 教 育 法 I	0	1	2	0
情 報 科 教 育 法 II	0	1	2	0
英 語 科 教 育 実 践 指 導 I	13	23	16	21
英 語 科 教 育 実 践 指 導 II	13	23	16	18
社 会 科 教 育 実 践 指 導 I	31	26	23	28
社 会 科 教 育 実 践 指 導 II	30	23	23	26
道 徳 教 育 の 理 論 と 実 践	56	57	56	67
特 別 活 動 ・ 総 合 的 な 学 習 時 間 の 指 導 法	66	76	57	96
教 育 方 法 論	57	19	6	3
教 育 方 法 ・ 情 報 通 信 技 術 論	0	67	65	105
生 徒 ・ 進 路 指 導 の 理 論 と 実 践	53	57	53	52
教 育 相 談 論	111	81	82	108
教 職 実 践 演 習	46	45	54	50
障 害 児 教 育 実 習	16	5	15	12
教 育 実 習	46	47	55	50

*表内の数字は年度始めの登録状況によるものである。

資料 4

2025年度教育実習生数

学校区分			英文	心口	経済	経情	経法	社福	計画	臨床	心理	科目	計
市	公立	中学校							1	1	1		3
		高等学校	9		1	1			1	1	1		15
内	私立	中学校											0
		高等学校	6		1								7
合 計			15	0	2	1	0	0	2	2	2	0	25
学校区分			英文	心口	経済	経情	経法	社福	計画	臨床	心理	科目	計
市	公立	中学校	2	1	3				1	2			9
		高等学校	5		1				3	1	5		14
外	私立	中学校											0
		高等学校			1	1							2
合 計			7	1	5	1	0	0	4	3	5	0	25
特別支援学校								6		1	4		11
総 計			22	1	7	2	0	6	6	6	11	0	61

(他 聖徳大学との連携による小学校免許プログラム
小学校実習 4名)

【表記】

英文 : 文学部 英文学科
 心口 : 文学部 心理・応用コミュニケーション学科
 経済 : 経済学部 経済学科
 経情 : 経済学部 経営情報学科
 経法 : 経済学部 経済法学科
 社福 : 社会福祉学部 社会福祉学科 (2023年度新設)
 計画 : 社会福祉学部 福祉計画学科 (2023年4月学生募集停止)
 臨床 : 社会福祉学部 福祉臨床学科 (2023年4月学生募集停止)
 心理 : 社会福祉学部 心理学科
 科目 : 科目等履修生

資料5

北海道特別支援学校所在地一覧

【盲学校】

学 校 名	〒	所 在 地	電話番号
北海道札幌視覚支援学校	064-8629	札幌市中央区南14条西12丁目1番1号	011-561-7107
北海道函館盲学校	040-0081	函館市田家町19番12号	0138-42-3220
北海道旭川盲学校	070-0832	旭川市旭町2条15丁目	0166-51-8101
北海道帯広盲学校	080-2475	帯広市西25条南2丁目9番地1	0155-37-2028

【聾学校】

学 校 名	〒	所 在 地	電話番号
北海道高等聾学校	047-0261	小樽市銭函1丁目5番1号	0134-62-2624
北海道札幌聾学校	001-0026	札幌市北区北26条西12丁目1	011-716-2979
北海道函館聾学校	042-0941	函館市深堀町27番8号	0138-52-1658
北海道旭川聾学校	070-0865	旭川市住吉5条2丁目8番20号	0166-51-6121
北海道室蘭聾学校	050-0071	室蘭市水元町56番地24号	0143-44-1221
北海道帯広聾学校	080-2475	帯広市西25条南2丁目7-8	0155-37-2017

【養護学校（知的障害）】

学 校 名	〒	所 在 地	電話番号
北海道雨竜高等養護学校	078-2600	雨竜郡雨竜町字尾白利加92番地21	0125-78-3101
北海道札幌高等養護学校	006-0829	札幌市手稲区手稲前田485番地3	011-685-7744
北海道札幌稲穂高等支援学校	006-0034	札幌市手稲区稲穂4条7丁目12番1号	011-695-6922
北海道札幌あいの里高等支援学校	002-8074	札幌市北区あいの里4条7丁目1番1号	011-770-5511
北海道千歳高等支援学校	066-0045	千歳市真々地2丁目3番1号	0123-23-6681
北海道白樺高等養護学校	061-1264	北広島市輪厚621番地1	011-376-2353
北海道新篠津高等養護学校	068-1115	石狩郡新篠津村第45線北13番地	0126-58-3280
北海道小樽高等支援学校	047-0261	小樽市銭函1丁目10-1	0134-61-3400
北海道伊達高等養護学校	052-0012	伊達市松ヶ枝町105-13	0142-25-5115
北海道今金高等養護学校	049-4304	瀬棚郡今金町今金454番地1	0137-82-3121
北海道函館高等支援学校	041-0802	函館市石川町181番地8	0138-34-2110
北海道北斗高等支援学校	049-0156	北斗市中野通3丁目6番1号	0138-74-3431
北海道旭川高等支援学校	070-0055	旭川市5条西5丁目	0166-29-5575
北海道美深高等養護学校	098-2252	中川郡美深町西町25番地	01656-2-2155
北海道美深高等養護学校あいべつ校	078-1403	上川郡愛別町字南町27番地	01658-6-5811
北海道小平高等養護学校	078-3442	留萌郡小平町鬼鹿田代577番地2	0164-57-1203
北海道紋別高等養護学校	099-5172	紋別市渚滑町元新1丁目152番地1	0158-24-1120
北海道新得高等支援学校	081-0032	上川郡新得町西2条南7丁目2	0156-64-2020
北海道中札内高等養護学校	089-1345	河西郡中札内村東5条南1丁目8番地	0155-68-3266
北海道中札内高等養護学校幕別分校	089-0615	中川郡幕別町南町81番地1	0155-55-2121
北海道中標津支援学校	086-1053	標津郡中標津町東13条北7丁目15-2	0153-72-6700
市立札幌豊明高等支援学校	002-8034	札幌市北区西茂戸4条1丁目1-1	011-774-2222
北海道夕張高等養護学校	068-0424	夕張市千代田7番地1	0123-56-5530
市立札幌みなみの杜高等支援学校	005-0012	札幌市南区真駒内上町4丁目7-1	011-596-0451
日本体育大学附属高等支援学校	093-0045	網走市大曲1丁目6番地1号	0152-67-9141
北海道美唄養護学校	072-0811	美唄市東7条南3丁目1-1	0126-62-6511
北海道南幌養護学校	069-0232	空知郡南幌町緑町5丁目1番1号	011-378-2313
北海道札幌養護学校	004-0069	札幌市厚別区厚別町山本751-206	011-896-1311
北海道札幌養護学校白桜高等学園	003-0876	札幌市白石区東米里2062番地10	011-879-2530

【養護学校（知的障害）】

学 校 名	〒	所 在 地	電話番号
北海道札幌養護学校共栄分校	061-1112	北広島市共栄274番地 1	011-373-6859
北海道星置養護学校	006-0853	札幌市手稲区星置 3 条 8 丁目 2 - 1	011-682-5110
北海道星置養護学校ほしみ高等学園	006-0860	札幌市手稲区手稲山口740番地 1	011-681-6500
北海道札幌伏見支援学校	064-8514	札幌市中央区伏見 4 丁目 4 番21号	011-520-5003
北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校	005-0850	札幌市南区石山東 3 丁目 4 - 1	011-591-8811
北海道余市養護学校	046-0023	余市郡余市町梅川町377番地 3	0135-23-7831
北海道余市養護学校しりべし学園分校	048-0101	寿都郡黒松内町黒松内564	0136-72-3903
北海道室蘭養護学校	050-0061	室蘭市八丁平 3 丁目 7 -27	0143-45-8270
北海道苫小牧支援学校	059-1273	苫小牧市明德町 3 丁目10番 3 号	0144-67-6801
北海道平取養護学校	055-0107	沙流郡平取町本町112- 7	01457- 2 -3178
北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校	056-0023	日高郡新ひだか町静内ときわ町 1 丁目 1 番35号	0146-43-2918
北海道七飯養護学校	041-1112	亀田郡七飯町鳴川 5 丁目21- 1	0138-65-7004
北海道七飯養護学校おしま学園分校	049-0282	北斗市当別697- 55	0138-75-2717
北海道鷹栖養護学校	071-1233	上川郡鷹栖町北野西 3 条 2 丁目 1 番 1 号	0166-87-2279
北海道東川養護学校	071-1414	上川郡東川町新栄南 1 丁目 2 番 5 号	0166-82-4586
北海道稚内養護学校	098-6642	稚内市声問 5 丁目23- 7	0162-26-2292
北海道北見支援学校	090-0807	北見市川東229番地 1	0157-61-0071
北海道紋別養護学校	094-0021	紋別市大山町 3 丁目14番地	0158-23-9275
北海道紋別養護学校ひまわり学園分校	099-0622	紋別郡遠軽町生田原安国302番地 2	0158-46-2171
北海道帯広養護学校	080-2475	帯広市西25条南 2 丁目 7 - 3	0155-37-6773
北海道釧路養護学校	085-0054	釧路市暁町11- 1	0154-25-3439
国立大学法人 北海道教育大学附属特別支援学校	041-0806	函館市美原 3 丁目48番 1 号	0138-46-2515

【養護学校（肢体不自由）】

学 校 名	〒	所 在 地	電話番号
北海道岩見沢高等養護学校	068-0014	岩見沢市東町 2 条 8 丁目960- 3	0126-23-5055
北海道真駒内養護学校	005-0011	札幌市南区真駒内東町 2 丁目 2 番 1 号	011-581-1782
北海道拓北養護学校	002-8091	札幌市北区南あいの里 3 丁目 1 番10号	011-775-2453
北海道函館養護学校	042-0916	函館市旭岡町 2 番地	0138-50-3311
北海道旭川養護学校	071-8142	旭川市春光台 2 条 1 丁目 1 - 8	0166-51-6507
北海道網走養護学校	099-2421	網走市呼人149番 2	0152-48-2137
市立札幌豊成支援学校	005-0030	札幌市南区南30条西 8 丁目 1 番地50号	011-583-7810
市立札幌北翔支援学校	063-0831	札幌市西区発寒11条 6 丁目 2 番 1 号	011-668-5161

【養護学校（病弱）】

学 校 名	〒	所 在 地	電話番号
北海道手稲養護学校三角山分校	063-0005	札幌市西区山の手 5 条 8 丁目 1 番38号	011-633-3020
市立札幌山の手支援学校	063-0005	札幌市西区山の手 5 条 8 丁目 1 番38号	011-611-7934

【養護学校（聴覚・知的）】

学 校 名	〒	所 在 地	電話番号
北海道釧路鶴野支援学校	084-0924	釧路市鶴野58番92	0154-57-9011

【養護学校（肢体不自由・病弱）】

学 校 名	〒	所 在 地	電話番号
北海道手稲養護学校	006-0033	札幌市手稲区稲穂 3 条 7 丁目 6 番 1 号	011-682-1722

資料6

2025年度 教育職員免許状申請件数一覧（一括申請分）

種 別		一 種									専修	合計
		英文	心コ	経済	経情	経法	計画	臨床	心理	科目	大学院	
中学校	英語	16									1	17
	社会		2	3			5	4	6		1	21
高等学校	英語	21									1	22
	地歴			3						1		4
	公民		2	4			4	3	7			20
	商業				2							2
	情報				1							1
特別支援学校						1	5	6				12
出願件数	37	4	10	3	0	10	12	19	1	3	99	
実人数	21	2	6	2	0	5	5	8	1	2	52	

【表記】

英文：文学部 英文学科

心コ：文学部 心理・応用コミュニケーション学科

経済：経済学部 経済学科

経情：経済学部 経営情報学科

経法：経済学部 経済法学科

計画：社会福祉学部 福祉計画学科（2023年度から社会福祉学科）

臨床：社会福祉学部 福祉臨床学科（2023年度から社会福祉学科）

心理：社会福祉学部 心理学科

科目：科目等履修生

資料7

年度別北海道・札幌市公立学校教員採用登録数

〔登録種別〕

年度	中英	中社	高英	高地	高公	高情	高商	特別支援			小学校	計	備考
								小	中	高			
2019年度 (平成31)	2	1	5	0	0	0	0	1	7	5	3	24	
2020年度 (令和2)	8	3	5	0	1	0	0	1	7	13	5	43	
2021年度 (令和3)	5	0	4	0	0	0	0	0	3	6	2	20	
2022年度 (令和4)	4	4	2	0	0	0	0	0	1	4	1	16	
2023年度 (令和5)	1	0	1	1	1	1	1	0	4	3	3	16	
2024年度 (令和6)	1	3	3	1	0	0	0	1	6	1	0	16	
2025年度 (令和7)	2	2	2	1	1	0	0	0	5	0	2	15	
2026年度 (令和8)	1	2	3	2	0	0	1	1	5	5	1	21	

※年度は採用年度。

※登録者数については、把握できる範囲での記載（大学に報告がない者については未計上）。

※その他、'19年度特別支援学校（神奈川県）1名、'24年度特別支援学校（神奈川県）1名、'25年度小学校（東京都・千葉県）1名ずつ・特別支援学校（横浜市）1名登録。

〔学科別登録数〕

（ ）：既卒で内数

		年度	英文	心口	経済	経情	経法	計画	臨床	心理	科目	大学院	その他	合計											
中学英語	2025(R7)	2	(1)											2	(1)										
	2026(R8)	1	(0)											1	(0)										
中学社会	2025(R7)				1	(0)		1	(1)					2	(1)										
	2026(R8)							1	(0)	1	(1)			2	(1)										
高校英語	2025(R7)	2	(0)											2	(0)										
	2026(R8)	3	(2)											3	(2)										
高校地歴	2025(R7)				1	(0)								1	(0)										
	2026(R8)				1	(1)					1	(1)		2	(2)										
高校公民	2025(R7)							1	(0)					1	(0)										
	2026(R8)													0	(0)										
高校情報	2025(R7)													0	(0)										
	2026(R8)													0	(0)										
高校商業	2025(R7)													0	(0)										
	2026(R8)					1	(0)							1	(0)										
特別支援	小	2025(R7)												0	(0)										
		2026(R8)									1	(0)		1	(0)										
	中	2025(R7)							4	(2)	1	(1)		5	(3)										
		2026(R8)		1	(1)				2	(1)	2	(0)		5	(2)										
高	2025(R7)													0	(0)										
	2026(R8)								2	(0)	3	(0)		5	(0)										
小学校	2025(R7)	1	(1)	1	(1)			1	(0)					4	(2)										
	2026(R8)							1	(0)					1	(0)										
合計	2025(R7)	5	(2)	1	(1)	2	(0)	0	(0)	1	(0)	2	(1)	5	(2)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	17	(7)
	2026(R8)	4	(2)	1	(1)	1	(1)	1	(0)	0	(0)	1	(0)	5	(1)	7	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	21	(7)

※ 年度は採用年度。道外登録者を含む。

※ 札幌市合格者のうち、「中学校・高校」の区分で合格している者は中学に計上している。

資料 8

北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の
受検者数と登録者数の状況

(年度は採用年度)

区 分		年 度	2025年度（令和7）				2026年度（令和8）							
			受検者	登録者			受検倍率	受検者	登録者			受検倍率		
				北海道	札幌市	計			北海道	札幌市	計			
小	学	校	924	356	190	546	1.7	929	303	163	466	2.0		
中 学 校	国	語	137	39	21	60	2.3	131	42	22	64	2.0		
	社	会	285	45	19	64	4.5	283	73	17	90	3.1		
	数	学	156	61	17	78	2.0	150	54	16	70	2.1		
	理	科	128	38	13	51	2.5	146	36	14	50	2.9		
	英	語	139	45	21	66	2.1	163	54	23	77	2.1		
	音	楽	76	27	4	31	2.5	78	36	4	40	2.0		
	美	術	53	15	4	19	2.8	61	23	7	30	2.0		
	保	健	体	育	298	43	14	57	5.2	285	84	14	98	2.9
	技	術	19	4	4	8	2.4	15	8	3	11	1.4		
	家	庭	40	9	4	13	3.1	47	14	4	18	2.6		
	小	計	1,331	326	121	447	3.0	1,359	424	124	548	2.5		
高 等 学 校	国	語	42	31		31	1.4	30	25		25	1.2		
	地	理	58		55	55	2.1	67	31		31	3.7		
	公	民	57					47						
	数	学	55	36		36	1.5	49	33		33	1.5		
	理	科	37	28		28	1.3	41	27		27	1.5		
	英	語	37	20		20	1.9	36	22		22	1.6		
	音	楽	13	1		1	13.0	19	1		1	19.0		
	保	健	体	育	133	34	34	3.9	158	29		29	5.4	
	家	庭	4	4		4	1.0	11	7		7	1.6		
	情	報	15	11		11	1.4	13	7		7	1.9		
	農	業	22	10		10	2.2	21	11		11	1.9		
	工	業	12	9		9	1.3	16	10		10	1.6		
	商	業	25	7		7	3.6	33	23		23	1.4		
	看	護	2	2		2	1.0	3	2		2	1.5		
水	産	2	2		2	1.0	3	2		2	1.5			
福	祉	3	1		1	3.0	3	0		0	—			
	小	計	517	251		251	2.1	550	230		230	2.4		
特 別 支 援 学 校	小	学	部	100	28	26	54	1.9	91	20	28	48	1.9	
	中	学	部	116	34		88	1.9	105	47		118	1.4	
	高	等	部	53	33				58	52				
	自	立	活	動	(肢	体	不	自	由)	2	2	—	2	—
	自	立	活	動	(言	語	障	害)	—	—	—	—	—	
	小	計	271	97	47	144	1.9	254	119	47	166	1.5		
養	護	教	諭	432	132	9	141	3.1	374	57	6	63	5.9	
栄	養	教	諭	98	17	3	20	4.9	108	3	3	6	18.0	
合	計		3,573	1,179	370	1,549	2.3	3,574	1,136	343	1,479	2.4		

※北海道の「受検者数」欄は、併願者（選考区分及び受検区分）の第1希望受検区分及び第2希望受検区分それぞれに重複計上

※札幌市の受検区分欄においては、小学校を「小学校・幼稚園」に、中学校を「中学校・高等学校」にそれぞれ読み替える

※特別選考及び一般選考（地域枠）対象者を含む

北星学園大学

〒004-8631

札幌市厚別区大谷地西2丁目3番1号

Tel: 011-891-2731

Fax: 011-896-8552